

平成 25 年度 セーフティネット支援対策等事業費補助金

社会福祉推進事業

生活困窮者支援体系における
ホームレス緊急一時宿泊事業等に関する調査研究
報 告 書

平成 26 年 3 月

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社

目次

1. 調査概要	1
1.1 調査の目的・意義	1
1.2 事業構成	3
2. 調査方法	4
2.1 有識者委員会の設置	4
2.2 施設ヒアリング調査	5
2.3 アンケート調査	9
3. アンケート調査結果	16
3.1 施設の事業区分と利用状況	16
3.2 施設の入退所と体制	21
3.3 施設の事業内容と連携先	34
3.4 現場の意見等	41
4. 調査結果の分析と今後の展開	43
4.1 分析にあたっての視点	43
4.2 分析にあたっての留意点	43
4.3 シェルター事業の傾向分析と新法への移行に向けた課題	45
4.4 ホームレス自立支援事業と新法について	50
4.5 施設を運営する自治体と団体からの主な意見	57
4.6 今後に向けて	58
5. 参考資料：制度枠組みと運用実態（ヒアリング調査結果）	59
5.1 全国のホームレス対策事業について	59
5.2 現行制度と運用自体の比較	66
6. 附属資料：アンケート調査票	85

図表目次

図表 1-1	新たな生活困窮者自立支援制度	2
図表 2-1	有識者委員会	4
図表 2-2	有識者委員会の実施概要	4
図表 2-3	有識者ヒアリング	4
図表 2-4	全国の施設ヒアリング概要	5
図表 2-5	ヒアリング調査対象一覧	6
図表 2-6	借り上げシェルターの施設規模と稼働率	8
図表 2-7	アンケート調査概要	10
図表 2-8	アンケート配布対象の自治体	11
図表 2-9	アンケート票の回収状況	14
図表 3-1	施設の事業区分(1)	16
図表 3-2	施設の事業区分(2)	16
図表 3-3	施設を運営する法人の区分(1)	17
図表 3-4	施設を運営する法人の区分(2)	17
図表 3-5	施設を運営する法人の区分の「その他」(自由回答)	17
図表 3-6	シェルター事業または自立支援センターの開始年	18
図表 3-7	各施設の利用期間、延長期間、最長期間の平均	19
図表 3-8	各施設の利用期間(最小値、最大値)	19
図表 3-9	施設利用料の有無	20
図表 3-10	施設利用料が「有料」の理由(自由回答)	20
図表 3-11	利用者の入所経緯(複数回答)	21
図表 3-12	利用者の入所経緯の「その他」(自由回答)	21
図表 3-13	施設の入所条件(複数回答)	22
図表 3-14	施設の入所条件の「その他」(自由回答)	22
図表 3-15	施設の利用者が抱えている課題(複数回答)	23
図表 3-16	施設にとって対応不可能なケース(複数回答)	24
図表 3-17	施設の職員配置	25
図表 3-18	シェルター借り上げ方式の職員配置	26
図表 3-19	シェルター施設方式の職員配置	27
図表 3-20	自立支援センターの職員配置	28
図表 3-21	職員配置の「その他」(自由回答)	29
図表 3-22	シェルター借り上げ方式の施設毎の室数	30
図表 3-23	シェルター施設方式の設備毎の室数	31
図表 3-24	自立支援センターの設備毎の室数	32

図表 3-25	施設の設備、管理規則.....	33
図表 3-26	事業内容（日常生活支援、相談等）（複数回答）.....	34
図表 3-27	事業内容（日常生活支援、相談等）の「その他」（自由回答）.....	35
図表 3-28	事業内容（就労関連、アフターケア）（複数回答）.....	36
図表 3-29	事業内容（就労関連、アフターケア）「その他」（自由回答）..	37
図表 3-30	施設の連携先（複数回答）.....	38
図表 3-31	連携先の「その他」（自由回答）.....	39
図表 3-32	施設に付加してほしい機能（自由回答）.....	41
図表 3-33	その他の意見・要望等（自由回答）.....	42
図表 4-1	全国のシェルター事業、自立支援センターの概要.....	44
図表 4-2	シェルター事業の運用.....	46
図表 4-3	自立支援センターの職員配置.....	51
図表 4-4	施設の利用者が抱えている課題（複数回答）.....	53
図表 5-1	国と各自治体の事業名対応一覧.....	60
図表 5-2	各自治体の施設に係る事業費内訳（平成 25 年度）.....	62
図表 5-3	各施設に係る土地・建物の費用.....	64
図表 5-4	現行制度と施設運用の枠組み.....	70
図表 5-5	現行制度と施設の運用実態比較：シェルター借り上げ方式.....	73
図表 5-6	現行制度と施設の運用実態比較：シェルター施設方式.....	75
図表 5-7	現行制度と施設の運用実態比較：自立支援センター(1).....	77
図表 5-8	現行制度と施設の運用実態比較：自立支援センター(2).....	79
図表 5-9	現行制度と施設の運用実態比較：自立支援センター(3).....	81
図表 5-10	現行制度と施設の運用実態比較：自立支援センター(4).....	83

1. 調査概要

1.1 調査の目的・意義

平成 24 年 4 月に厚生労働省において、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しを一体的に検討するため、「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」（座長：宮本太郎北海道大学大学院法学研究科教授（当時））が設置され、生活困窮者が抱える様々な課題や生活困窮者対策に関する具体的な制度設計について議論が重ねられた。平成 25 年 1 月に本特別部会によりとりまとめられた報告書では「一時的な居住等の支援について」として次のとおり盛り込まれた。

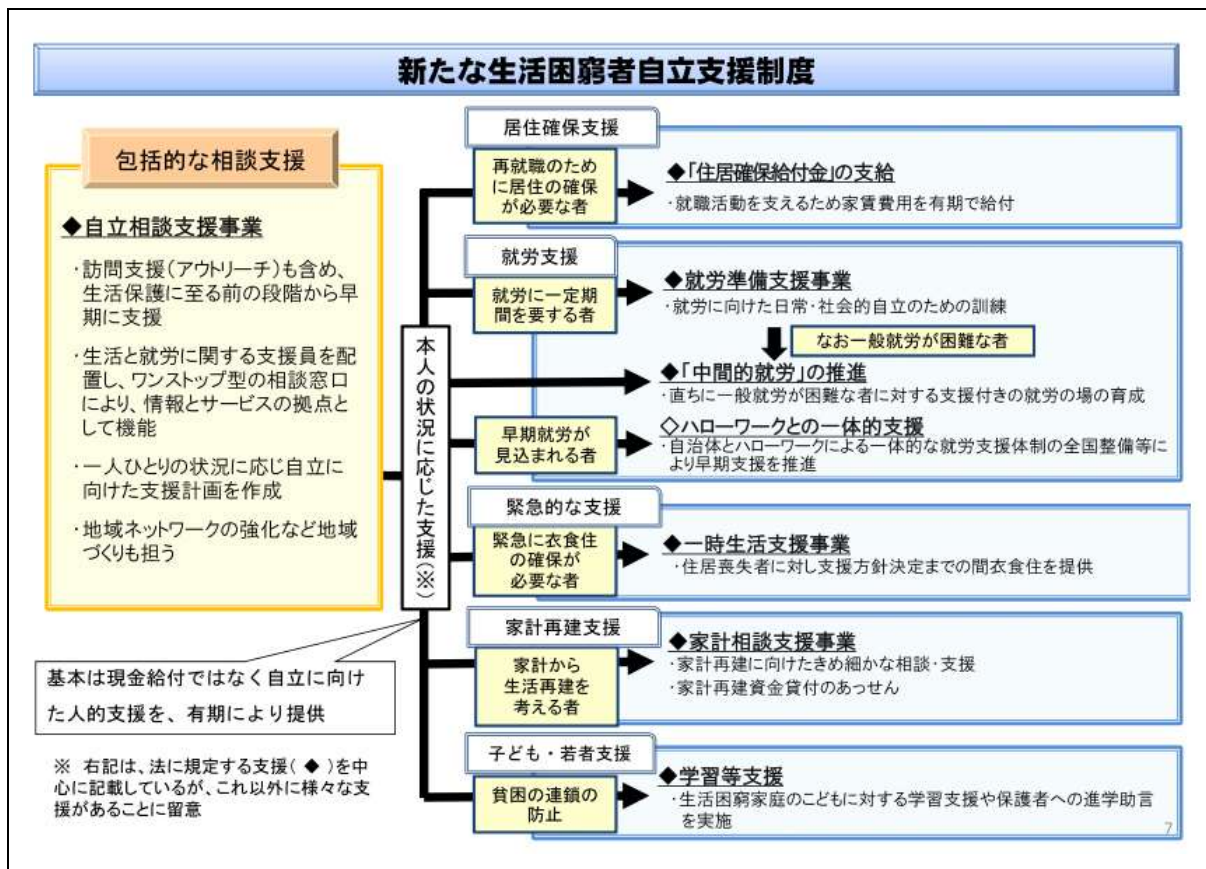
- 住居がない生活困窮者が新たな相談支援事業による相談窓口を来訪した場合に、緊急的・一時的に宿泊場所や食事の提供等の支援を行う事業を検討することが必要である。
- その際、事業運営の質の確保を図る観点から、現在ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法を踏まえ実施されているシェルター事業を拡充する等の中で、法的に位置づけることが必要である。
- なお、この緊急的・一時的な居住等の支援については、新たな相談支援事業の基礎的な機能として位置づけるべきとの意見もあった。両者は事業としては別のものであるが、緊密に連携し、又は一体的に運用することも考えられる。
また、緊急的・一時的な居住等の支援において、ケアの視点を取り入れるべきとの意見もあった。

その後、本報告書の内容を踏まえた「生活困窮者自立支援法案」が国会に提出され平成 25 年 12 月に成立した。この生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）（以下「新法」という）は平成 27 年度から施行の予定であり、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化するものとして、自立相談支援事業を中心に様々な支援メニューを用意している（図表 1-1 参照）。

これらの支援のうち、一時生活支援事業は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対し一定期間内に限り宿泊場所や衣食の供与等の支援を行うものであり、現在、ホームレス対策事業として実施しているホームレス緊急一時宿泊事業（以下「シェルター事業」という）は、本事業に移行する予定である。

したがって、本調査研究事業では、シェルター事業が新法の一時生活支援事業に円滑に移行するため、各自治体における現在の運用実態の把握を行うとともに、移行に向けた課題の抽出等を行うことを目的とする。あわせて、ホームレス自立支援事業（以下「自立支援センター」という）についても、同様に運用実態の把握を行うとともに、今後、仮に新法の事業へと移行した場合の課題の抽出等を行い今後のホームレス対策を検討するための視点を得ることを目的とする。

図表 1-1 新たな生活困窮者自立支援制度



出所：厚生労働省「新たな生活困窮者自立支援制度について」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp131218-01.pdf (最終アクセス日：2014年3月20日)

1.2 事業構成

本事業の実施にあたっては、①有識者委員会の設置、運営、②ヒアリング調査、③アンケート調査、を行った。

(1) 有識者委員会の設置、運営

ホームレス支援について知見を持つ有識者4名で構成する委員会を設置し、5回開催した。委員会において、調査内容、分析等について検討を行った。報告書案を作成した段階で有識者1名にヒアリングを2回実施し、その結果を委員会に報告し、報告書の分析に取り入れた。

(2) ヒアリング調査

シェルター事業及び自立支援センターの実施機関に訪問調査を行い、施設の運用実態や、現場の意見の聞き取りを行った。

(3) アンケート調査

シェルター事業及び自立支援センターの全施設を対象として、アンケート調査を実施し、運用実態を把握した。

2. 調査方法

2.1 有識者委員会の設置

ホームレス支援に係る政策と支援について知見を持つ有識者4名（図表 2-1）で構成する有識者委員会を設置し、5回開催した。有識者委員会の実施経過と検討事項を図表 2-2 に示す。報告書案を作成した段階で有識者1名にヒアリングを2回実施し（図表 2-3）、ヒアリング結果を本報告書の分析に取り入れた。

図表 2-1 有識者委員会

委員	氏名	所属
座長	岡部 卓	首都大学東京 大学院人文科学研究科 教授
委員	山田 壮志郎	日本福祉大学 社会福祉学部 准教授
委員	垣田 裕介	大分大学 大学院福祉社会科学研究科 准教授
委員	五石 敬路	大阪市立大学 大学院創造都市研究科 准教授

図表 2-2 有識者委員会の実施概要

研究会	実施日	検討事項
第1回	平成25年 10月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的、調査設計、期待される成果について ・調査手法（ヒアリング質問事項案、アンケート調査設計） ・分析方針について
第2回	平成25年 11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング調査の中間報告 ・アンケート調査設計、調査票案の検討
第3回	平成25年 12月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング調査の中間報告 ・アンケート調査の中間報告 ・分析方針について
第4回	平成26年 2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング調査結果報告 ・アンケート調査結果報告 ・有識者ヒアリング(1回目)の報告 ・報告書案・論点の検討
第5回	平成26年 3月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書案について ・有識者ヒアリング(2回目)の報告 ・今後必要とされる調査課題等

図表 2-3 有識者ヒアリング

実施日	氏名	所属
平成26年2月17日 平成26年3月13日	岩田 正美	日本女子大学 人間社会学部 社会福祉学科 教授

2.2 施設ヒアリング調査

(1) ヒアリング調査概要

シェルター事業及び自立支援センターの実施機関に訪問ヒアリング調査を行った。新たな生活困窮者支援体系との関係性から、現行のシェルター事業及び自立支援センターの運営実態や現場の意見等を聞き取るためである。ヒアリング調査概要（方法、時期、対象、選定方法、内容、項目、手順）を図表 2-4 に示す。

図表 2-4 全国の施設ヒアリング概要

項目	内容
調査方法	訪問によるヒアリング調査
調査時期	平成 25 年 10 月～平成 26 年 3 月
調査対象	1) シェルター借り上げ方式…3 自治体 2) シェルター施設方式…全 2 自治体及び施設 3) 自立支援センター…全 9 自治体及び施設
選定方法	1) シェルター借り上げ方式の実施自治体：抽出調査 (施設規模と稼働率を基準として、施設規模を大中小の 3 区分に分け、うち施設稼働率の高い値を示す 3 施設を選定した。選定方法の詳細は 7 頁を参照のこと。) 2) シェルター施設方式の実施自治体：悉皆調査 3) 自立支援センターの実施自治体：悉皆調査
調査内容	全国のシェルター事業及び自立支援センターの運営実態を把握し、現場の意見等を聞き取る。
調査項目	1) 施設の概要 2) 施設の業務実態 ・事業の位置づけ、事業費内訳、土地・建物利用状況 ・業務内容（各事業の対象者、体制、期間、内容、成果等） ・他機関との協力関係・連携状況 3) 施設の課題と工夫 ・支援における課題、現場の意見 等
調査手順	1) ヒアリング依頼状を事業実施主体である自治体に送付する。 2) 自治体の了承を得て、自治体及び施設の訪問日程を調整する。 3) 訪問ヒアリングを実施する。 4) 議事録を作成し、当事者に確認し、結果をとりまとめる。

(2) ヒアリング調査対象

ヒアリングの調査対象と訪問日を図表 2-5 に示す。

図表 2-5 ヒアリング調査対象一覧

	自治体数	自治体	施設数	施設名	訪問日
シェルター 借り上げ方式	1	京都市	1	簡易宿所	12月17日
	2	兵庫県	1	ホテル等	2月7日
	3	福岡市	1	無料低額宿泊所	12月12日
シェルター 施設方式	1	名古屋市	2	熱田荘一時保護所 名城公園宿泊所	10月30日 10月29日
	2	大阪市	2	あいりん今宮シェルター 三徳生活ケアセンター	2月14日 2月13日
自立支援 センター	1	仙台市	1	仙台市路上生活者等自立支援ホーム(清流ホーム)	12月17日
	2	東京都・23区	5	自立支援センター江東寮* 自立支援センター港寮* 自立支援センター文京寮 自立支援センター品川寮* 自立支援センター中野寮*	12月26日
	3	川崎市	4	自立支援センター日進町	1月10日
				自立支援センター渡田* 生活づくり支援ホーム下野毛 自立支援センター南幸町(サテライト)*	1月10日
	4	横浜市	1	横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ	12月19日
	5	名古屋市	2	自立支援事業あつた	10月30日
				自立支援事業なかむら	10月30日
	6	京都市	1	京都市ホームレス自立支援センター	12月17日
	7	大阪市	4	自立支援センター舞洲1	11月1日
自立支援センター舞洲2				11月1日	
自立支援センター大淀				12月6日	
自立支援センター西成				12月6日	
8	北九州市	1	ホームレス自立支援センター北九州	11月26日	
9	福岡市	3	自立支援事業(アセスメントセンター)	12月12日	
			就労自立支援センター	12月12日	
			一時保護自立支援事業(福祉センター)	12月12日	

注1：施設訪問を行わずに自治体ヒアリングのみの場合は、表内の施設名に「*」を付した。

注2：本調査の対象外となる自立支援センターについて：①熊本県の自立支援センターは平成24年度をもって廃止のため対象外、②札幌市の自立支援センターは、『社会的包摂・「絆」再生事業』を利用していないため対象外とした。

注3：本調査の対象外となるシェルター事業について：大阪市のあいりんシェルター（萩之茶屋）（シェルター施設方式）は建て替えのため平成25年7月から現在に至るまで閉鎖されているので対象外とした。

注4：シェルター借り上げ方式のヒアリングについては、民間の旅館・アパート等の一室を借り上げている場合もあるため、自治体の担当課にヒアリングを実施した。

注5：東京都の場合、都区共同事業であることから「東京都・23区」と表記する。

(3) シェルター借り上げ方式の調査対象の抽出方法

1) 抽出数：3施設

シェルター借り上げ方式について、施設規模と稼働率等を基に、図表 2-6 の選定欄に示す通り、全国から 3 施設を抽出して事業実施自治体に訪問ヒアリング調査を実施した。

2) 選定方法：稼働率の低い施設の除外と施設規模に応じた選定

全国のシェルター借り上げ方式を実施する施設は、厚生労働省「ホームレス対策施設の運営状況について」（平成 25 年 3 月 15 日）によれば、平成 25 年 3 月 15 日時点で 151 施設ある。そのうち、稼働の低い施設（利用者数 0～2 人）を除外したところ、対象は図表 2-6 に示す通り、22 施設に絞り込まれた。

次に、定員数をもとに施設規模を大中小に区分し、各区分から 1 施設ずつ選定した。その際、より稼働率の高い施設を選定した。施設規模は、絞り込んだ 22 施設の定員数の平均値が 31.5 人であったことから、定員 21～40 人を「中規模」とし、定員 20 人未満を「小規模」、定員 41 人以上を「大規模」と設定した。

図表 2-6 借り上げシェルターの施設規模と稼働率

選定	No.	自治体	施設形態	定員	利用	稼働率	規模
	1	東京都・23区	1ブロック(新宿・千代田・中央・港)	35	30	85.7%	中
	2	東京都・23区	3ブロック(渋谷・大田・品川・世田谷・目黒)	30	25	83.3%	中
	3	東京都・23区	4ブロック(豊島・板橋・杉並・練馬・中野)	30	21	70.0%	中
	4	東京都・23区	5ブロック(墨田・江戸川・葛飾・江東・足立)	20	14	70.0%	小
	5	和泉市	緊急一時宿泊施設	7	4	57.1%	小
○	6	兵庫県	シティホテル等	70	41	58.6%	大
	7	熊本県	緊急一時宿泊施設	10	3	30.0%	小
	8	那覇市	緊急一時宿泊施設	6	6	100.0%	小
	9	札幌市	緊急一時宿泊施設	5	3	60.0%	小
	10	横浜市	簡易宿所	15	4	26.7%	小
	11	名古屋市	ビジネスホテル等	98	15	15.3%	大
	12	京都市	簡易宿所	24	24	100.0%	中
○	13	京都市	簡易宿所	31	31	100.0%	中
	14	京都市	簡易宿所	40	22	55.0%	中
	15	京都市	保護所	20	19	95.0%	小
	16	大阪市	寮	10	10	100.0%	小
	17	大阪市	寮	11	5	45.5%	小
	18	大阪市	寮	100	6	6.0%	大
	19	大阪市	寮	90	10	11.0%	小
	20	岡山市	ー	14	14	100.0%	小
○	21	福岡市	無料低額宿泊所	20	17	85.0%	小
	22	熊本市	シティマンション	8	8	100.0%	小

注1：シェルター借り上げ方式151施設（平成25年3月15日時点）のうち、稼働の低い施設（利用者数0～2人）を除外した22施設を示す。

注2：平成25年3月15日時点の数値であり、並び順は出典資料と同様である。

注3：規模（定員数）は、本報告書では定員20人未満を小規模、21～40人を中規模、41人以上を大規模と設定した。

出典：厚生労働省「ホームレス対策施設の運営状況について」（平成25年3月15日時点）を基に作成。

2.3 アンケート調査

2.3.1 アンケート調査方法

シェルター事業、自立支援センターの運用実態を捉える目的でアンケート調査を実施した。調査概要（方法、時期、対象、内容、項目、配布・回収）を図表 2-7 に示す。また、アンケート調査票は付属資料（85 頁以降）として掲載した。

アンケート調査対象は、『社会的包摂・「絆」再生事業』のシェルター事業、自立支援センターを実施する全施設である。対象の自治体数は、シェルター借り上げ方式が 54 自治体、シェルター施設方式が 2 自治体、自立支援センターが 9 自治体である。なお、シェルター事業と自立支援センターを実施する自治体には重複があるため、アンケート配布対象となる自治体数は計 57 自治体¹である。

アンケート票は、平成 25 年 12 月 3 日に 57 自治体に発送し、自治体から各施設に送付して施設の職員が回答、または自治体が各施設分を回答（施設単位での回答）した。シェルター借り上げ方式については、民間の旅館、アパートの一室等の借り上げの場合があるため、基本的には自治体が回答するように依頼した。

平成 26 年 3 月 20 日までに回答のあった調査票を集計対象にした。別途実施した自治体・施設へのヒアリング調査時に、アンケート票を確認・回収を行った場合もあった。

¹ シェルター借り上げ方式を実施する 54 自治体に、仙台市、川崎市、北九州市の 3 自治体（自立支援センターを実施）を加え、57 自治体がアンケート配布対象になった。他の自立支援センターを実施する自治体（東京都・23 区、名古屋市、大阪市、横浜市、京都市、福岡市）及びシェルター施設方式を実施する自治体（名古屋市、大阪市）は、シェルター借り上げ方式を実施する自治体と重複した。

図表 2-7 アンケート調査概要

項目	内容
調査方法	質問紙によるアンケート調査を郵送で配布・回収
調査時期	平成 25 年 12 月 3 日～平成 26 年 3 月 20 日
調査対象	シェルター事業、自立支援センターを実施する全施設 1)シェルター借り上げ方式:全 54 自治体 2)シェルター施設方式:全 2 自治体 3)自立支援センター:全 9 自治体 なお、シェルター事業と自立支援センターを実施する自治体には重複があるため、対象となる自治体数は全 57 自治体である。
調査内容	シェルター事業及び自立支援センターの運営実態を把握する。
調査項目	○施設概要 ○業務実態 ・業務内容(業務の対象者、体制、期間、内容等) ・他機関との協力関係・連携状況 ○施設の課題と工夫 ・支援における課題、現場の意見 等
配布	○発送日 :平成 25 年 12 月 3 日 ○回収期限:平成 26 年 3 月 20 日 ○配布対象の自治体数:全 57 自治体 (シェルター事業、自立支援センターを実施する自治体には重複があるため、その重複を除いた自治体数)
回収	○自治体ベースの回収率 ・自治体ベースでは、配布した 57 自治体中 47 自治体から回収(回収率 82.4%)した。10 自治体からは利用者がいないため回答不可と連絡があったので、「実質的に回答可能な自治体」(有効調査対象)という観点からは 47 自治体中 47 自治体から回収した(有効回収率 100%)。 ○施設ベースの回収率 ・施設ベースでは、(シェルター借り上げ方式の施設数は毎月変動する可能性を留意した上で)平成 25 年 3 月 15 日時点の 177 施設を実施する自治体に配布し、146 票を回収し、回収率は 82.4%であった。

2.3.2 調査票の配布対象

アンケートの配布対象は、図表 2-8 の示す、厚生労働省「ホームレス対策施設の運営状況について」(平成 25 年 3 月 15 日時点)に記載されていた全国のシェルター事業、自立支援センターを実施している全自治体である。

図表 2-8 アンケート配布対象の自治体

通し No.	自治 体数	種別	実施自治体名		施設数 (2013/3/15)	定員数 (2013/3/15)	利用者数 (2013/3/15)
			都道府県	市区町村			
1	1	シエルター借り上げ方式	愛知県	—	27	24	0
2	2	シエルター借り上げ方式	愛知県	安城市	3	30	0
3	3	シエルター借り上げ方式	愛知県	一宮市	1(注1)	3	0
4	4	シエルター借り上げ方式	愛知県	岡崎市	6	30	0
5	5	シエルター借り上げ方式	愛知県	春日井市	1	5	2
6	6	シエルター借り上げ方式	愛知県	刈谷市	1	4	0
7	7	シエルター借り上げ方式	愛知県	豊川市	1	3	0
8	8	シエルター借り上げ方式	愛知県	豊橋市	1	7	0
9	9	シエルター借り上げ方式	愛知県	名古屋市	3	138	18
10	10	シエルター借り上げ方式	愛知県	西尾市	1	4	0
11	11	シエルター借り上げ方式	愛知県	碧南市	1	5	0
12	12	シエルター借り上げ方式	愛媛県	今治市	1	1	1
13	13	シエルター借り上げ方式	愛媛県	松山市	2	2	1
14	14	シエルター借り上げ方式	青森県	板柳町	1	1	0
15	15	シエルター借り上げ方式	青森県	黒石市	1	1	1
16	16	シエルター借り上げ方式	大阪府	茨木市	7	7	1
17	17	シエルター借り上げ方式	大阪府	大阪市	12	502	31
18	18	シエルター借り上げ方式	大阪府	岸和田市	7	7	4
19	19	シエルター借り上げ方式	大阪府	大東市	4	4	1
20	20	シエルター借り上げ方式	大阪府	東大阪市	1	3	0
21	21	シエルター借り上げ方式	岡山県	岡山市	1	14	14
22	22	シエルター借り上げ方式	岡山県	倉敷市	1	4	0
23	23	シエルター借り上げ方式	沖縄県	石垣市	1	4	1
24	24	シエルター借り上げ方式	沖縄県	糸満市	1	5	0
25	25	シエルター借り上げ方式	沖縄県	那覇市	2	8	7
26	26	シエルター借り上げ方式	沖縄県	南城市	1	4	0
27	27	シエルター借り上げ方式	神奈川県	横浜市	15	15	4
28	28	シエルター借り上げ方式	京都府	—	4	8	2
29	29	シエルター借り上げ方式	京都府	京都市	4	115	96
30	30	シエルター借り上げ方式	熊本県	—	1	10	3
31	31	シエルター借り上げ方式	熊本県	熊本市	1	8	8
32	32	シエルター借り上げ方式	群馬県	前橋市	1	2	0
33	33	シエルター借り上げ方式	埼玉県	川越市	1	3	0
34	34	シエルター借り上げ方式	滋賀県	彦根市	6	8	6
35	35	シエルター借り上げ方式	島根県	松江市	1	3	1

通し No.	自治 体数	種別	実施自治体名		施設数 (2013/3/15)	定員数 (2013/3/15)	利用者数 (2013/3/15)
			都道府県	市区町村			
36	36	シェルター借り上げ方式	千葉県	我孫子市	1	2	1
37	37	シェルター借り上げ方式	千葉県	浦安市	1	1	0
38	38	シェルター借り上げ方式	東京都・23区		5	125	92
39	39	シェルター借り上げ方式	長野県	上田市	1	2	0
40	40	シェルター借り上げ方式	長野県	諏訪市	1	2	0
41	41	シェルター借り上げ方式	新潟県	新潟市	1	1	0
42	42	シェルター借り上げ方式	兵庫県	—	2	70	41
43	43	シェルター借り上げ方式	福井県	敦賀市	1	1	0
44	44	シェルター借り上げ方式	福井県	あわら市	1	1	0
45	45	シェルター借り上げ方式	福井県	大野市	1	1	0
46	46	シェルター借り上げ方式	福井県	小浜市	2	3	0
47	47	シェルター借り上げ方式	福井県	勝山市	1	1	0
48	48	シェルター借り上げ方式	福井県	坂井市	1	1	0
49	49	シェルター借り上げ方式	福井県	—	2	2	0
50	50	シェルター借り上げ方式	福井県	福井市	3	3	0
51	51	シェルター借り上げ方式	福岡県	福岡市	1	20	17
52	52	シェルター借り上げ方式	北海道	旭川市	1	2	0
53	53	シェルター借り上げ方式	北海道	札幌市	1	5	3
54	54	シェルター借り上げ方式	山口県	下関市	2	3	0
55	1	シェルター施設方式	愛知県	名古屋市	2	250	116
56	2	シェルター施設方式	大阪府	大阪市	3	1,264	452
57	1	自立支援センター	宮城県	仙台市	1	50	39
58	2	自立支援センター	東京都・23区		5	620	478
59	3	自立支援センター	神奈川県	川崎市	3	182	105
60	4	自立支援センター	神奈川県	横浜市	1	250	175
61	5	自立支援センター	愛知県	名古屋市	2	164	95
62	6	自立支援センター	大阪府	大阪市	4	410	178
63	7	自立支援センター	京都府	京都市	1	30	14
64	8	自立支援センター	福岡県	福岡市	3	66	45
65	9	自立支援センター	福岡県	北九州市	1	50	46
シェルター借り上げ方式 小計					151	1,238	356
シェルター施設方式 小計					5	1,514	568
自立支援センター 小計					21	1,822	1,175
合計					177	4,574	2,099

注1：愛知県一宮市のシェルター借り上げ方式は、愛知県で利用されている施設と重複する。
注2：「施設数(2013/3/15)」と「定員数(2013/3/15)」の数値が出典と異なる理由は、熊本県の自立支援センター(定員10名、利用者数0名)が平成24年度をもって施設閉鎖のため、本事業の調査対象外としたことによる。

注3：東京都・23区では、シェルターを統括している施設の数を示す。

出所：厚生労働省「ホームレス対策施設の運営状況について」(平成25年3月15日時点)を基に作成。

2.3.3 調査票の回収結果

平成 26 年 3 月 20 日までに 47 自治体にある施設より 146 票を回収した。

(1) 回収について

アンケート票を配布した 57 自治体のうち、アンケート実施時に施設利用者がいなかったために回答不可と連絡があったのは 10 自治体である。その 10 自治体を除いた 47 自治体からはすべて回答が得られた。

回収率は、自治体ベースでは、配布した 57 自治体中 47 自治体(回収率 82.4%)、実質的に回答可能な自治体(有効調査対象)という観点からは 47 自治体中 47 自治体(有効回収率 100%)であった。

施設ベースでは、(シェルター借り上げ方式の施設数は毎月変動する可能性を留意した上で)平成 25 年 3 月 15 日時点の 177 施設(図表 2-8 参照)を実施する自治体に配布し、146 票を回収し、回収率は 82.4%であった。

(2) 留意事項

シェルター借り上げ方式の中には、旅館やアパート等の一室を、自治体が登録契約を行い、部屋の空き状況と利用者のニーズ次第で適宜運用していることがある。そのため、自治体によってはシェルター借り上げ方式の施設数は毎月変動する可能性があることに留意する必要がある。

図表 2-9 アンケート票の回収状況

通し No.	自治 体数	種別	実施自治体名		票回収
			都道府県	市区町村	
1	1	シェルター借り上げ方式	愛知県	—	○
2	2	シェルター借り上げ方式	愛知県	安城市	○
3	3	シェルター借り上げ方式	愛知県	一宮市	※
4	4	シェルター借り上げ方式	愛知県	岡崎市	○
5	5	シェルター借り上げ方式	愛知県	春日井市	○
6	6	シェルター借り上げ方式	愛知県	刈谷市	○
7	7	シェルター借り上げ方式	愛知県	豊川市	○
8	8	シェルター借り上げ方式	愛知県	豊橋市	○
9	9	シェルター借り上げ方式	愛知県	名古屋市	○
10	10	シェルター借り上げ方式	愛知県	西尾市	○
11	11	シェルター借り上げ方式	愛知県	碧南市	○
12	12	シェルター借り上げ方式	愛媛県	今治市	○
13	13	シェルター借り上げ方式	愛媛県	松山市	○
14	14	シェルター借り上げ方式	青森県	板柳町	※
15	15	シェルター借り上げ方式	青森県	黒石市	※
16	16	シェルター借り上げ方式	大阪府	茨木市	○
17	17	シェルター借り上げ方式	大阪府	大阪市	○
18	18	シェルター借り上げ方式	大阪府	岸和田市	○
19	19	シェルター借り上げ方式	大阪府	大東市	○
20	20	シェルター借り上げ方式	大阪府	東大阪市	○
21	21	シェルター借り上げ方式	岡山県	岡山市	○
22	22	シェルター借り上げ方式	岡山県	倉敷市	○
23	23	シェルター借り上げ方式	沖縄県	石垣市	※
24	24	シェルター借り上げ方式	沖縄県	糸満市	○
25	25	シェルター借り上げ方式	沖縄県	那覇市	○
26	26	シェルター借り上げ方式	沖縄県	南城市	※
27	27	シェルター借り上げ方式	神奈川県	横浜市	○
28	28	シェルター借り上げ方式	京都府	—	○
29	29	シェルター借り上げ方式	京都府	京都市	○
30	30	シェルター借り上げ方式	熊本県	—	○
31	31	シェルター借り上げ方式	熊本県	熊本市	○
32	32	シェルター借り上げ方式	群馬県	前橋市	○
33	33	シェルター借り上げ方式	埼玉県	川越市	○
34	34	シェルター借り上げ方式	滋賀県	彦根市	○
35	35	シェルター借り上げ方式	島根県	松江市	○

通し No.	自治 体数	種別	実施自治体名		票回収
			都道府県	市区町村	
36	36	シェルター借り上げ方式	千葉県	我孫子市	○
37	37	シェルター借り上げ方式	千葉県	浦安市	※
38	38	シェルター借り上げ方式	東京都・23区		○
39	39	シェルター借り上げ方式	長野県	上田市	※
40	40	シェルター借り上げ方式	長野県	諏訪市	※
41	41	シェルター借り上げ方式	新潟県	新潟市	○
42	42	シェルター借り上げ方式	兵庫県	—	○
43	43	シェルター借り上げ方式	福井県	敦賀市	○
44	44	シェルター借り上げ方式	福井県	あわら市	※
45	45	シェルター借り上げ方式	福井県	大野市	○
46	46	シェルター借り上げ方式	福井県	小浜市	○
47	47	シェルター借り上げ方式	福井県	勝山市	※
48	48	シェルター借り上げ方式	福井県	坂井市	○
49	49	シェルター借り上げ方式	福井県	—	○
50	50	シェルター借り上げ方式	福井県	福井市	○
51	51	シェルター借り上げ方式	福岡県	福岡市	○
52	52	シェルター借り上げ方式	北海道	旭川市	○
53	53	シェルター借り上げ方式	北海道	札幌市	○
54	54	シェルター借り上げ方式	山口県	下関市	○
55	1	シェルター施設方式	愛知県	名古屋市	○
56	2	シェルター施設方式	大阪府	大阪市	○
57	1	自立支援センター	宮城県	仙台市	○
58	2	自立支援センター	東京都・23区		○
59	3	自立支援センター	神奈川県	川崎市	○
60	4	自立支援センター	神奈川県	横浜市	○
61	5	自立支援センター	愛知県	名古屋市	○
62	6	自立支援センター	大阪府	大阪市	○
63	7	自立支援センター	京都府	京都市	○
64	8	自立支援センター	福岡県	福岡市	○
65	9	自立支援センター	福岡県	北九州市	○
シェルター借り上げ方式の実施自治体数 小計			54	44	
シェルター施設方式の実施自治体数 小計			2	2	
自立支援センターの実施自治体数 小計			9	9	
自治体数の合計(重複除く)			57	47	

※アンケート実施時点に施設の利用者がいなかったため回答困難と連絡があった自治体。
出所：厚生労働省「ホームレス対策施設の運営状況について」（平成25年3月15日時点）
を基に作成したリストを本事業のアンケート調査の配布・回収に利用。

3. アンケート調査結果

平成 25 年 12 月 3 日から平成 26 年 3 月 20 日までに 47 自治体にある施設より 146 票を回収した（図表 2-9 参照）。以下では、施設別の集計結果を示す。

3.1 施設の事業区分と利用状況

(1) 問 2 施設の事業区分

回収票 146 件のうち、シェルター借り上げ方式が 120 件、シェルター施設方式は 4 件、自立支援センターは 22 件であった（図表 3-1）。全体の割合ではシェルター借り上げ方式が 82.2%、シェルター施設方式は 2.7%、自立支援センターは 15.1%であった（図表 3-2）。

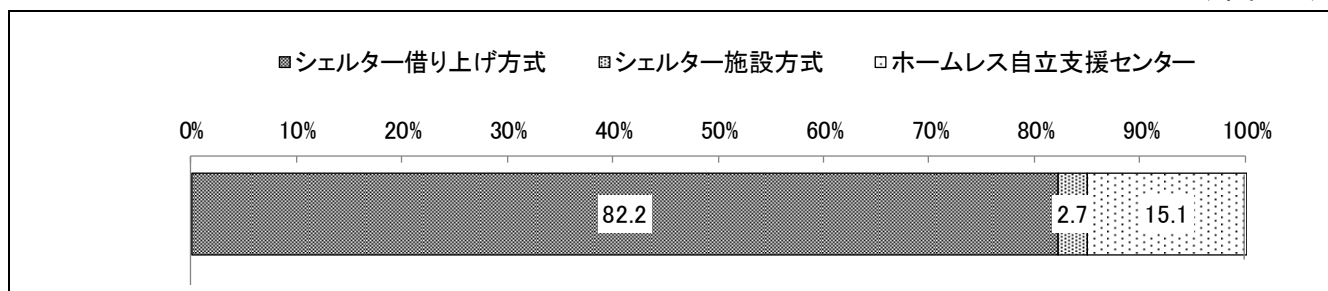
図表 3-1 施設の事業区分(1)

(単位:施設)

シェルター借り上げ方式	シェルター施設方式	自立支援センター	合計
120	4	22	146
82.2%	2.7%	15.1%	100.0%

図表 3-2 施設の事業区分(2)

(単位:%)



(2) 問4 施設を運営する法人の区分

施設を運営する法人の区分は、シェルター借り上げ方式では、多い順に「その他」(図表 3-5 参照)が 35.0%、「株式会社」が 18.3%、「社会福祉法人」が 14.2%であった。シェルター施設方式では、「社会福祉法人」が 75.0%、「NPO 法人」が 25.0%であった。自立支援センターでは、「社会福祉法人」が 72.7%、「NPO 法人」が 18.2%であった(図表 3-3、図表 3-4)。「その他」の回答内容は、図表 3-5 のとおりである。

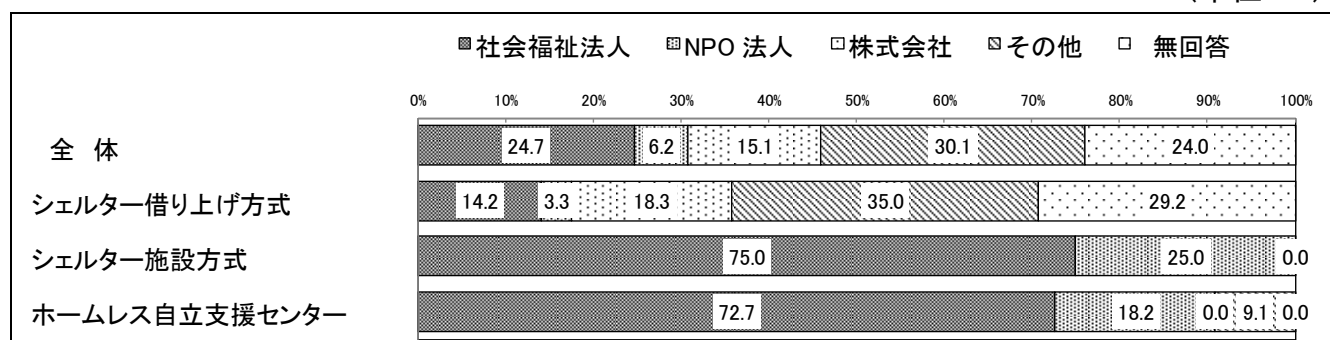
図表 3-3 施設を運営する法人の区分(1)

(単位:施設)

	回答施設数	社会福祉法人	NPO 法人	株式会社	その他	無回答
シェルター借り上げ方式	120 100.0%	17 14.2%	4 3.3%	22 18.3%	42 35.0%	35 29.2%
シェルター施設方式	4 100.0%	3 75.0%	1 25.0%	-	-	-
自立支援センター	22 100.0%	16 72.7%	4 18.2%	-	2 9.1%	-

図表 3-4 施設を運営する法人の区分(2)

(単位:%)



図表 3-5 施設を運営する法人の区分の「その他」(自由回答)

- 個人経営、個人事業主 (16 件)
- 有限会社 (8 件)
- 自治体 (3 件)
- 企業組合
- 合資会社
- 財団法人 等

(3) 問6 シェルター事業または自立支援センターを開始した年

シェルター借り上げ方式の開始年で最も多いのは、2009年の73件、次に2010年の34件、2012年の6件であった。シェルター施設方式の開始年は、1990年に1件、2000年に1件、2001年に1件、2004年に1件であった。自立支援センターの開始年で最も多いのは、2000年の7件、次に2004年の4件であった（図表 3-6）。

図表 3-6 シェルター事業または自立支援センターの開始年

(単位:施設)

事業開始年	シェルター 借り上げ方式	シェルター 施設方式	自立支援 センター	合計
1981	1			1
1990		1		1
1999	1			1
2000		1	7	8
2001		1		1
2002			1	1
2003			1	1
2004	1	1	4	6
2005	1		2	3
2006			1	1
2008			2	2
2009	73		1	74
2010	34		2	36
2011	2		1	3
2012	6			6
無回答	1			1
合計	120	4	22	146

(4) 問7～問8 施設の利用期間

シェルター借り上げ方式の利用期間の平均は21.2日、延長期間の平均は12.2日、最長期間の平均は44.2日であった。シェルター施設方式の利用期間の平均は52.3日、延長期間の平均は22.0日、最長期間の平均は74.0日であった。自立支援センターの利用期間の平均は122.7日、延長期間の平均は40.2日、最長期間の平均は184.3日であった（図表3-7）。

なお、利用期間について、シェルター借り上げ方式は1日～120日、シェルター施設方式は1日～180日、自立支援センターは30日～180日の間で利用されている（図表3-8）。

図表 3-7 各施設の利用期間、延長期間、最長期間の平均

（単位：日）

	利用期間の平均	延長期間の平均	最長期間の平均
全 体	37.5	19.6	71.2
シェルター借り上げ方式	21.2	12.2	44.2
シェルター施設方式	52.3	22.0	74.0
自立支援センター	122.7	40.2	184.3

図表 3-8 各施設の利用期間(最小値、最大値)

（単位：日）

	回答施設数	平均	最小値	最大値
シェルター借り上げ方式	119	21.2	1.0	120.0
シェルター施設方式	4	52.3	1.0	180.0
自立支援センター	22	122.7	30.0	180.0

(5) 問9 施設に対し、入所者が支払う利用料の有無

施設に対し、入所者が支払う利用料について、シェルター施設方式、自立支援センターは、「無料」が100%だった。シェルター借り上げ方式については、「無料」が70.8%、「有料」が6.7%、残り22.5%は無回答であった。シェルター借り上げ方式の「有料」の内訳は、図表3-10に示す通り、主に光熱費や食費等であった。

図表 3-9 施設利用料の有無

(単位:施設)

施設利用料	シェルター借り上げ方式		シェルター施設方式		自立支援センター	
無料	85	70.8%	4	100.0%	22	100.0%
有料	8	6.7%	-	-	-	-
無回答	27	22.5%	-	-	-	-
合計	120		4		22	

図表 3-10 施設利用料が「有料」の理由(自由回答)

- ・1日100円電気代。
- ・使用した光熱水費。
- ・食費等。

3.2 施設の入退所と体制

(1) 問10 利用者が入所した経緯

利用者が施設に入所した経緯について、施設全体では「福祉事務所を經由して」が78.1%と最も多く、次いで「巡回相談員を經由して」が24.0%、「他のシェルター・センターを經由して」が11.6%、「関係機関からの依頼無し(直接来訪)」が5.5%の順であった(図表 3-11)。入所経緯の「その他」の内訳は図表 3-12 のとおりである。

図表 3-11 利用者の入所経緯(複数回答)

(単位:施設)

	回答施設数	巡回相談員を 經由して	福祉事務所を 經由して	他のシェル ター・セン ターを 經由して	関係機関から の依頼無し (直接来訪)	その他	無回答
全体	146 100.0%	35 24.0%	114 78.1%	17 11.6%	8 5.5%	11 7.5%	24 16.4%
シェルター借り上げ方式	120 100.0%	18 15.0%	92 76.7%	9 7.5%	5 4.2%	9 7.5%	24 20.0%
シェルター施設方式	4 100.0%	2 50.0%	3 75.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	-
自立支援センター	22 100.0%	15 68.2%	19 86.4%	7 31.8%	2 9.1%	1 4.5%	-

図表 3-12 利用者の入所経緯の「その他」(自由回答)

- ・市担当窓口にて受付。
- ・警察署等から。
- ・保護観察所等。
- ・パーソナルサポートセンター。
- ・行政、市町村社会福祉協議会／社会福祉協議会、地域市民等。

(2) 問 1 1 必須の入所条件

必須の入所条件について、「関係機関（巡回相談員・福祉事務所等）から依頼・連絡があった方に限る」がシェルター借り上げ方式、シェルター施設方式はそれぞれ 75.0%、自立支援センターでは 90.9%であり、最も割合が高かった（図表 3-13）。施設の入所条件の「その他」の内訳は、図表 3-14 のとおりである。

図表 3-13 施設の入所条件(複数回答)

(単位:施設)

	シェルター借り上げ方式	シェルター施設方式	自立支援センター
入所条件なし	10 8.3%	1 25.0%	1 4.5%
関係機関から依頼・連絡があった方に限る	90 75.0%	3 75.0%	20 90.9%
初回アセスメントを受けた方に限る	5 4.2%	-	4 18.2%
健康診断を受けた方に限る	2 1.7%	1 25.0%	7 31.8%
就労意欲があり、稼働能力がある方に限る	20 16.7%	-	13 59.1%
その他	18 15.0%	-	2 9.1%
回答施設数	120	4	22

図表 3-14 施設の入所条件の「その他」(自由回答)

- ・ 市の住宅支援支給事業の申請者及び申請見込みの者で市長が利用を認める者。
- ・ 18才～65才の者、低所得者、当市内で住居を失った者など。
- ・ 自立更生の一助になると認められた者、生活保護を申請する者、医療機関を受診し入院とならないが体調不良の者。
- ・ 市のホームレス等緊急一時宿泊事業実施要領による。
- ・ 60才未満。
- ・ お酒を飲まないこと。日常生活を自力で行えること。
- ・ 医療面や身体状況において、常時何らかの支援が必要な方は入所受入が困難。
- ・ 男性のみ。
- ・ 医療面、身体状況において、要支援が必要な方は受入が困難。
- ・ 高齢又は身体上の理由で就労することが困難な者、集団生活が可能な者。
- ・ 2年以内に離職し、1か月以内に住居を喪失した者。

注：自治体名及び施設名が特定できる記載は削除した。

(3) 問12 利用者が抱えている課題

利用者が抱えている課題について、シェルター借り上げ方式では「利用者が抱える問題を把握できていない」が40.8%と最も多かった。シェルター施設方式、自立支援センターでは、複数の問題を抱えている利用者を施設に受け入れているという傾向が見られた。

図表 3-15 施設の利用者が抱えている課題(複数回答)

(単位:施設)

利用者が抱えている課題	シェルター借り上げ方式	シェルター施設方式	自立支援センター
規則正しい生活ができない人	41 34.2%	3 75.0%	17 77.3%
金銭管理ができない人	38 31.7%	3 75.0%	17 77.3%
債務を抱えている人	38 31.7%	4 100.0%	16 72.7%
服薬管理ができない人	26 21.7%	3 75.0%	14 63.6%
コミュニケーションがうまくとれない人	34 28.3%	4 100.0%	16 72.7%
就労経験・職歴がほとんどない人	36 30.0%	3 75.0%	15 68.2%
ギャンブル依存の人	10 8.3%	4 100.0%	17 77.3%
アルコール依存の人	12 10.0%	4 100.0%	17 77.3%
携帯(ゲーム課金等)依存の人	4 3.3%	1 25.0%	12 54.5%
精神的疾患、うつ病等が疑われる人	36 30.0%	4 100.0%	15 68.2%
障がいが疑われる人	33 27.5%	4 100.0%	15 68.2%
虚偽報告を繰り返す人	32 26.7%	2 50.0%	15 68.2%
刑余者	32 26.7%	3 75.0%	15 68.2%
(他施設含めて)施設入退所を繰り返している人	29 24.2%	4 100.0%	15 68.2%
失踪を繰り返している人	27 22.5%	3 75.0%	13 59.1%
利用者が抱える問題を把握できていない	49 40.8%	-	-
無回答	21 17.5%	-	5 22.7%

(4) 問13 対応不可のケース（他施設に転所を依頼するようなケース）

施設にとって対応不可能なケースについて、シェルター借り上げ方式では「利用者が抱える問題を把握できていない」が40.8%と最も多かった。シェルター施設方式では、4施設のうち1施設のみ「施設にとって対応不可能なケース」を挙げ、残り3施設は対応不可能なケースは挙げなかった。自立支援センターでは、対応不可能なケースとして「規則正しい生活ができない人」、「金銭管理ができない人」、「ギャンブル依存の人」、「アルコール依存の人」が59.1%と最も多かった。

図表 3-16 施設にとって対応不可能なケース(複数回答)

(単位:施設)

利用者が抱えている課題	シェルター借り上げ方式		シェルター施設方式		自立支援センター	
規則正しい生活ができない人	33	27.5%	-	-	13	59.1%
金銭管理ができない人	31	25.8%	1	25.0%	13	59.1%
債務を抱えている人	31	25.8%	1	25.0%	12	54.5%
服薬管理ができない人	27	22.5%	1	25.0%	10	45.5%
コミュニケーションがうまくとれない人	33	27.5%	1	25.0%	12	54.5%
就労経験・職歴がほとんどない人	33	27.5%	-	-	11	50.0%
ギャンブル依存の人	9	7.5%	1	25.0%	13	59.1%
アルコール依存の人	13	10.8%	1	25.0%	13	59.1%
携帯(ゲーム課金等)依存の人	3	2.5%	-	-	8	36.4%
精神的疾患、うつ病等が疑われる人	33	27.5%	1	25.0%	12	54.5%
障がい疑われる人	32	26.7%	1	25.0%	11	50.0%
虚偽報告を繰り返す人	32	26.7%	1	25.0%	11	50.0%
刑余者	32	26.7%	1	25.0%	11	50.0%
(他施設含めて)施設入退所を繰り返している人	28	23.3%	1	25.0%	11	50.0%
失踪を繰り返している人	27	22.5%	1	25.0%	10	45.5%
利用者が抱える問題を把握できていない	49	40.8%	-	-	-	-
無回答	26	21.7%	2	50.0%	8	36.4%

(5) 問16～17 施設の職員配置

職員・スタッフ（常勤・非常勤含む）の1施設あたりの人数を、図表 3-17 に示す。

シェルター借り上げ方式は、120 施設中 35 施設が回答し、1 施設あたりの職員（常勤・非常勤）の平均は 10.5 人であった。1 施設あたりの職員数の最小は 0 人、最大は 41 人であった。最小値に表れているように、シェルター借り上げ方式で旅館やアパート等の一室を借り上げている場合、利用者を支援する職員が必ずしも建物内にいないという状況がある。

シェルター施設方式は、4 施設中 4 施設が回答し、1 施設あたりの職員（常勤・非常勤）の平均は 15 人であった。1 施設あたり職員数の最小は 6 人、最大は 26 人であった。

自立支援センターは、22 施設中 22 施設が回答し、1 施設あたりの職員（常勤・非常勤）の平均は 18.8 人であった。1 施設あたり職員数の最小は 2 人、最大は 41 人であった。

図表 3-17 施設の職員配置

(単位:人)

	回答施設数	平均	最小値	最大値
シェルター借り上げ方式	35	10.5	0.0	41.0
シェルター施設方式	4	15.0	6.0	26.0
自立支援センター	22	18.8	2.0	41.0

(6) 問16～17 シェルター借り上げ方式の職員配置

シェルター借り上げ方式の職員配置を、図表 3-18 に示す。シェルター借り上げ方式の職員として多かったのは、「生活相談指導員」の常勤が平均 9.5 人、非常勤が平均 3.6 人であった。また、「夜間に入所者をケアできる職員」は常勤が平均 8.1 人、非常勤が平均 3.8 人であった。ただし、いずれも最小値は 0 人であることから、利用者を支援する職員が必ずしも建物内にいないという状況がある。

なお、職員が役割を兼務している場合はそれぞれに該当する人数を記入することにしたため、重複によって図表 3-17 の合計数とは異なる。(例えば、ある職員が生活相談指導員であり社会福祉士でもある場合は、それぞれに 1 人と記入した。)

図表 3-18 シェルター借り上げ方式の職員配置

(単位:人)

	施設の職員	平均	最小値	最大値
常勤	1. 施設長	1.0	1.0	1.0
	2. 事務員	1.5	0.0	5.0
	3. 生活相談指導員	9.5	0.0	32.0
	4. 嘱託医師	0.3	0.0	1.0
	5. 看護師	0.5	0.0	1.0
	6. 職業相談員	0.0	0.0	0.0
	7. 主任生活相談指導員	1.7	0.0	3.0
	8. 社会福祉士	1.6	0.0	4.0
	9. 精神保健福祉士または臨床心理士	1.0	0.0	2.0
	10. 保健師	0.0	0.0	0.0
	11. 宿日直員	2.0	0.0	7.0
	12. 夜間警備員	0.8	0.0	1.0
	13. 夜間に入所者をケアできる職員	8.1	0.0	14.0
	14. その他	2.6	0.0	9.0
非常勤	1. 施設長	0.5	0.0	1.0
	2. 事務員	0.8	0.0	2.0
	3. 生活相談指導員	3.6	0.0	8.0
	4. 嘱託医師	1.4	0.0	3.0
	5. 看護師	1.6	0.0	3.0
	6. 職業相談員	2.1	0.0	3.0
	7. 主任生活相談指導員	0.0	0.0	0.0
	8. 社会福祉士	0.8	0.0	2.0
	9. 精神保健福祉士または臨床心理士	1.0	0.0	2.0
	10. 保健師	0.0	0.0	0.0
	11. 宿日直員	2.1	0.0	6.0
	12. 夜間警備員	0.7	0.0	1.0
	13. 夜間に入所者をケアできる職員	3.8	0.0	11.0
	14. その他	2.8	0.0	17.0

(7) 問16～17 シェルター施設方式の職員配置

シェルター施設方式の職員配置を、図表 3-19 に示す。シェルター施設方式の1施設あたり平均は、常勤の施設長1人、事務員1人、生活相談指導員4.8人、主任生活相談指導員1人、社会福祉士1.5人、精神保健福祉士または臨床心理士1人、宿日直員4人、夜間警備員12人、夜間に入所者をケアできる職員16人と、非常勤の嘱託医師1人、看護師1人であった。

なお、職員が役割を兼務している場合はそれぞれに該当する人数を記入することにしたため、重複によって図表 3-17 の合計数とは異なる。(例えば、ある職員が生活相談指導員であり社会福祉士でもある場合は、それぞれに1人と記入した。)

図表 3-19 シェルター施設方式の職員配置

(単位:人)

	施設の職員	平均	最小値	最大値
常勤	1. 施設長	1.0	1.0	1.0
	2. 事務員	1.0	1.0	1.0
	3. 生活相談指導員	4.8	1.0	7.0
	4. 嘱託医師	0.0	0.0	0.0
	5. 看護師	0.0	0.0	0.0
	6. 職業相談員	0.0	0.0	0.0
	7. 主任生活相談指導員	1.0	1.0	1.0
	8. 社会福祉士	1.5	1.0	2.0
	9. 精神保健福祉士または臨床心理士	1.0	1.0	1.0
	10. 保健師	0.0	0.0	0.0
	11. 宿日直員	4.0	4.0	4.0
	12. 夜間警備員	12.0	0.0	24.0
	13. 夜間に入所者をケアできる職員	16.0	8.0	24.0
	14. その他	0.0	0.0	0.0
非常勤	1. 施設長	0.0	0.0	0.0
	2. 事務員	0.0	0.0	0.0
	3. 生活相談指導員	0.0	0.0	0.0
	4. 嘱託医師	1.0	1.0	1.0
	5. 看護師	1.0	1.0	1.0
	6. 職業相談員	0.0	0.0	0.0
	7. 主任生活相談指導員	0.0	0.0	0.0
	8. 社会福祉士	0.0	0.0	0.0
	9. 精神保健福祉士または臨床心理士	0.0	0.0	0.0
	10. 保健師	0.0	0.0	0.0
	11. 宿日直員	0.0	0.0	0.0
	12. 夜間警備員	0.0	0.0	0.0
	13. 夜間に入所者をケアできる職員	0.0	0.0	0.0
	14. その他	2.0	2.0	2.0

(8) 問16～17 自立支援センターの職員配置

自立支援センターの職員配置を、図表 3-20 に示す。自立支援センターの1施設あたりの平均は、常勤の施設長1人、事務員1.2人、生活相談指導員6.8人、看護師0.7人、職業相談員2.1人、精神保健福祉士または臨床心理士1.4人、宿日直員5人、夜間警備員0.5人、夜間に入所者をケアできる職員8.5人と、非常勤の施設長0.3人、事務員0.6人、生活相談指導員4.2人、嘱託医師1.5人、看護師1.3人、職業相談員2.8人、社会福祉士0.8人、精神保健福祉士または臨床心理士1人、宿日直員2.3人、夜間警備員3.6人だった。

なお、職員が役割を兼務している場合はそれぞれに該当する人数を記入することにしたため、重複によって図表 3-17 の合計数とは異なる。(例えば、ある職員が生活相談指導員であり社会福祉士でもある場合は、それぞれに1人と記入した。)

図表 3-20 自立支援センターの職員配置

(単位:人)

	施設の職員	平均	最小値	最大値
常勤	1. 施設長	1.0	1.0	1.0
	2. 事務員	1.2	1.0	3.0
	3. 生活相談指導員	6.8	1.0	32.0
	4. 嘱託医師	0.0	0.0	0.0
	5. 看護師	0.7	0.0	1.0
	6. 職業相談員	2.1	0.0	5.0
	7. 主任生活相談指導員	1.5	0.0	3.0
	8. 社会福祉士	2.1	1.0	4.0
	9. 精神保健福祉士または臨床心理士	1.4	1.0	2.0
	10. 保健師	0.0	0.0	0.0
	11. 宿日直員	5.0	4.0	7.0
	12. 夜間警備員	0.5	0.0	1.0
	13. 夜間に入所者をケアできる職員	8.5	0.0	14.0
	14. その他	3.0	0.0	8.0
非常勤	1. 施設長	0.3	0.0	1.0
	2. 事務員	0.6	0.0	1.0
	3. 生活相談指導員	4.2	0.0	8.0
	4. 嘱託医師	1.5	1.0	3.0
	5. 看護師	1.3	0.0	3.0
	6. 職業相談員	2.8	0.0	7.0
	7. 主任生活相談指導員	0.0	0.0	0.0
	8. 社会福祉士	0.8	0.0	2.0
	9. 精神保健福祉士または臨床心理士	1.0	0.0	2.0
	10. 保健師	0.0	0.0	0.0
	11. 宿日直員	2.3	0.0	8.0
	12. 夜間警備員	1.5	0.0	3.0
	13. 夜間に入所者をケアできる職員	3.6	0.0	11.0
	14. その他	1.5	0.0	4.0

(9) 問16～17 自立支援センターの職員配置の「その他」

施設の職員配置（図表 3-18～図表 3-20）の「その他」（自由回答）は、図表 3-21 に示す。

図表 3-21 職員配置の「その他」(自由回答)

- 用務・宿直応援員
- 介護職員
- 地域巡回相談員
- 調理員
- 栄養士
- 清掃等に従事する職員
- 運転手
- 事務補助
- 受付業務職員
- 一般職員

(10) 問18 シェルター借り上げ方式の設備

シェルター借り上げ方式の施設毎の室数については、回答があった70施設の「居室・宿泊室」の平均が25.4室であり、最小1室～最大166室であった(図表3-22)。

なお、シェルター借り上げ方式は、旅館やアパート等の一室を借り上げている場合があるので、「居室・宿泊室」以外の設間については回答施設数にばらつきがある。

図表 3-22 シェルター借り上げ方式の施設毎の室数

(単位:室)

	回答施設数	平均	最小値	最大値
1. 事務室	14	1.1	0.0	3.0
2. 生活相談・職業相談室	9	1.1	0.0	4.0
3. 保健室	5	0.4	0.0	1.0
4. 居室・宿泊室	70	25.4	1.0	166.0
5. 洗濯室	27	1.1	1.0	3.0
6. 教養娯楽室	7	1.6	0.0	3.0
7. 浴室またはシャワー室	40	3.9	1.0	73.0
8. 便所・洗面所	17	7.7	1.0	73.0
9. 静養室	5	1.0	0.0	3.0

(11) 問18 シェルター施設方式の設備

シェルター施設方式の施設毎の室数については、回答があった4施設の「居室・宿泊室」の平均が58.8室であり、最小6室～最大197室であった(図表3-23)。

図表 3-23 シェルター施設方式の設備毎の室数

(単位:室)

	回答施設数	平均	最小値	最大値
1. 事務室	4	1.0	1.0	1.0
2. 生活相談・職業相談室	2	3.5	2.0	5.0
3. 保健室	1	1.0	1.0	1.0
4. 居室・宿泊室	4	58.8	6.0	197.0
5. 洗濯室	3	2.0	1.0	4.0
6. 教養娯楽室	2	1.5	1.0	2.0
7. 浴室またはシャワー室	4	7.5	3.0	20.0
8. 便所・洗面所	3	8.0	3.0	17.0
9. 静養室	2	1.0	1.0	1.0

(12) 問18 自立支援センターの設備

自立支援センターの施設毎の室数については、回答があった17施設の「居室・宿泊室」の平均が20.8室であり、最小1室～最大65室であった(図表3-24)。

図表 3-24 自立支援センターの設備毎の室数

(単位:室)

	回答施設数	平均	最小値	最大値
1. 事務室	17	1.2	1.0	3.0
2. 生活相談・職業相談室	17	1.9	1.0	4.0
3. 保健室	12	0.9	0.0	1.0
4. 居室・宿泊室	17	20.8	1.0	65.0
5. 洗濯室	15	1.5	0.0	3.0
6. 教養娯楽室	12	1.9	1.0	5.0
7. 浴室またはシャワー室	16	2.3	1.0	11.0
8. 便所・洗面所	16	3.8	1.0	12.0
9. 静養室	10	0.7	0.0	3.0

(13) 問 19 施設の設備や管理規則

湯茶の提供設備ありと回答したのは、シェルター借り上げ方式では 35.0%、シェルター施設方式では 100%、自立支援センターでは 81.8%であった。

また、施設の管理規則の違反による退所の可能性があるとは回答したのは、シェルター借り上げ方式では 35.8%、シェルター施設方式では 75.0%、自立支援センターでは 95.5%であった。

図表 3-25 施設の設備、管理規則

(単位:施設)

	シェルター借り上げ方式		シェルター施設方式		自立支援センター	
湯茶の提供設備あり	42	35.0%	4	100.0%	18	81.8%
施設の管理規則違反による退所の可能性あり	43	35.8%	3	75.0%	21	95.5%
無回答	62	51.7%	-	-	1	4.5%
回答施設数	120		4		22	

3.3 施設の事業内容と連携先

(1) 問20～21 事業内容（日常生活支援、相談等）

施設の事業内容のうち、日常生活支援、相談等に係る内容をみたものが図表 3-26 である。シェルター借り上げ方式では、「宿所の提供」、「緊急一時的な宿所の提供」、「食事の提供」、「定期的な入浴」以外のサービスは行っていないところが過半数である。一方、シェルター施設方式、自立支援センターでは、利用者が抱えている複雑な課題に対応するため、業務活動内容が多岐に渡っていた（図表 3-26）。また、「その他」については図表 3-27 のとおりである。

図表 3-26 事業内容(日常生活支援、相談等)(複数回答)

(単位:施設)

	シェルター借り上げ方式	シェルター施設方式	自立支援センター
宿所の提供	93 77.5%	4 100.0%	22 100.0%
緊急一時的な宿所の提供(即日入室可)	108 90.0%	4 100.0%	7 31.8%
食事の提供	100 83.3%	3 75.0%	22 100.0%
定期的な入浴	68 56.7%	3 75.0%	22 100.0%
日用品の提供(下着等の支給)	28 23.3%	4 100.0%	22 100.0%
定期的な健康診断、健康医療相談、必要に応じて医療の確保	29 24.2%	4 100.0%	22 100.0%
病院の同行	25 20.8%	4 100.0%	20 90.9%
服薬管理	6 5.0%	4 100.0%	21 95.5%
家計・金銭管理支援	35 29.2%	3 75.0%	19 86.4%
債務の整理支援	34 28.3%	3 75.0%	20 90.9%
たばこ管理	3 2.5%	-	5 22.7%
アルコール依存対策	6 5.0%	3 75.0%	17 77.3%
ギャンブル依存対策	6 5.0%	3 75.0%	17 77.3%
一人で生活できない方(障がい等)への日常支援	3 2.5%	1 25.0%	5 22.7%
障がい者手帳取得支援	29 24.2%	3 75.0%	18 81.8%
利用者のプライバシー保護への配慮	47 39.2%	3 75.0%	19 86.4%
施設利用開始時のガイダンス・案内等	45 37.5%	3 75.0%	22 100.0%
福祉サービスが必要な者に助言・指導	42 35.0%	4 100.0%	19 86.4%
雇用と住居を同時に失った者への支援	39 32.5%	4 100.0%	17 77.3%
自立のための相談・指導等の支援提供	40 33.3%	4 100.0%	22 100.0%
入所者との定期的な対面または訪問	40 33.3%	3 75.0%	19 86.4%
生活上の相談・助言等	43 35.8%	4 100.0%	22 100.0%
相談員が相談記録を作成、生活状況等を把握	40 33.3%	4 100.0%	20 90.9%
相談結果を踏まえて関係機関につなげる	39 32.5%	4 100.0%	20 90.9%
必要に応じて付き添い、事務手続き支援等	34 28.3%	4 100.0%	20 90.9%
路上等巡回し、面接や日常生活に関する相談等	30 25.0%	1 25.0%	9 40.9%
法律相談への対応	35 29.2%	4 100.0%	20 90.9%
協議の設置、協議、調整、企画立案等	2 1.7%	2 50.0%	12 54.5%
無回答	3 2.5%	-	-
回答施設数	120	4	22

図表 3-27 事業内容(日常生活支援、相談等)の「その他」(自由回答)

- ・ 他福祉施設、近隣での奉仕活動(清掃、行事参加や手伝い等)。
- ・ 他のNPO団体との連携・調整。
- ・ 年金調査、受給の手続きを支援。
- ・ 転居先の調整、物件探し、転居の支援。
- ・ ボランティア、サークル活動。
- ・ 介護認定の支援、必要な介護保険サービスが受けられるよう支援。
- ・ 適性検査の実施・心理カウンセリングの実施。
- ・ 社会生活継続に必要なスキルを向上させるためのセミナー実施(金銭管理、ストレスケア、コミュニケーションなど)。
- ・ 中間的就労に向けての準備。
- ・ 生活習慣の指導。
- ・ 食事会などを通じた「卒業生」との交流。
- ・ 日雇労働者等技能講習事業(厚生労働省委託事業)。
- ・ 居宅設定支援(物件検索、家具什器等、引越し)。
- ・ 施設入所支援。
- ・ 介護福祉制度利用支援。
- ・ 利用者以外の人たちに衛生改善事業(シャワー・洗濯機の使用)。
- ・ 利用者の施設退所後のアフターケア支援。
- ・ 自立退所者(卒業生)による卒業後の座談会「卒業生の会」開催。
- ・ 施設機関紙「さくら便り」定期郵送。退所後の生計、就労維持ができていくか確認していくツールとして会の開催や機関紙を郵送し、その返信状態から都度必要なフォローをしている。一回目のアパート契約が更新されるまでは特に職員も注意して対応している。日頃でも不安になった時、すぐに施設へ連絡が入られるよう「しおり」を配布している。
- ・ 生活支援として、食事・入浴・清掃等を通しての基礎生活訓練及び集団生活を通しての社会適合訓練等を行い、自立生活に向けての指導を行う。
- ・ 保健衛生支援として、軽微な病気・ケガの治療及び軽度の機能回復訓練、保健衛生意識の向上を図る。
- ・ 就労支援として、雇用保険日雇労働被保険者手帳の取得相談及び就労相談を行う。
- ・ 自立支援センターの所長が必要と思われる支援及び関係機関との連絡調整を行う。
- ・ 自立支援センター(サテライト)のアパート利用による生活全般の訓練。
- ・ 日用品費の支給(230円/日)。
- ・ 通院、福祉事務所訪問時の交通費支給。
- ・ 就労訓練事業の進行管理事務、就労訓練事業の配分金に関する事務、就労訓練事業に関する帳簿の整理事務。

注：回答した自治体や施設が容易に特定できると考えられる固有名詞は削除した。

(2) 問22～23 事業内容（就労関連、アフターケア）

施設の事業内容のうち、就労関連、退所後のアフターケアに係る内容を図表 3-28 に示した。

シェルター借り上げ方式の過半数以上の施設では、就労関連、アフターケアがサービスに含まれていない。一方、自立支援センターでは就労関連、退所後のアフターケアに関する様々なサービスが充実している。シェルター施設方式は、「就労意欲を向上させるための相談・指導等」、「自立を阻害する要因除去や社会生活へ復帰の指導援助」、「就労支援・就労関連情報提供」といったサービスについては100%実施であった（図表 3-28）。また、「その他」については、図表 3-29 のとおりである。

図表 3-28 事業内容(就労関連、アフターケア)(複数回答)

(単位:施設)

	シェルター借り上げ方式		シェルター施設方式		自立支援センター	
自立支援プログラム作成	15	12.5%	2	50.0%	19	86.4%
自立支援プログラムの定期的状況把握、見直し	15	12.5%	2	50.0%	19	86.4%
就労意欲を向上させるための相談・指導等	34	28.3%	4	100.0%	20	90.9%
自立を阻害する要因除去や社会生活へ復帰の指導援助	35	29.2%	4	100.0%	19	86.4%
就労支援、就労関連情報提供	35	29.2%	4	100.0%	20	90.9%
就労ボランティア紹介(庭掃除、ゴミ拾い等)	11	9.2%	-	-	6	27.3%
中間的就労の取組・試み	11	9.2%	2	50.0%	7	31.8%
職業相談	33	27.5%	3	75.0%	19	86.4%
求人開拓	3	2.5%	1	25.0%	8	36.4%
都市雑業的な仕事の情報収集、情報提供	2	1.7%	1	25.0%	4	18.2%
都市雑業的な仕事に関する知識・技術の付与と講習手当支給	2	1.7%	1	25.0%	4	18.2%
事業者に対するホームレスに関する説明会等	3	2.5%	-	-	2	9.1%
就職時の保証人の確保等	-	-	-	-	4	18.2%
就職内定者に対する社会生活習慣等の指導	3	2.5%	2	50.0%	15	68.2%
住宅保証人の確保	18	15.0%	1	25.0%	6	27.3%
低廉な家賃の賃貸住宅の募集情報提供等	34	28.3%	2	50.0%	18	81.8%
就職直後の定期的な相談員訪問・支援	1	0.8%	1	25.0%	12	54.5%
就労先が決定せず利用期間満了者の処遇内容等を都道府県知事または市区町村長に報告	8	6.7%	1	25.0%	17	77.3%
施設退所者に、定期的な安否確認	5	4.2%	1	25.0%	18	81.8%
施設退所者に、定期的な訪問、相談、地域の生活定着支援	21	17.5%	1	25.0%	19	86.4%
施設退所者の金銭管理支援	2	1.7%	-	-	14	63.6%
無回答	81	67.5%	-	-	1	4.5%
回答施設数	120		4		22	

図表 3-29 事業内容(就労関連、アフターケア)「その他」(自由回答)

- ・ 市担当職員によるハローワークへの同行。
- ・ 民間ボランティア団体による住宅入居支援（就労決定者に対して）。
- ・ 退所者に対する年賀状等の送付。
- ・ 通院時同行、入退院時の付添、等。
- ・ イベント開催を通じて安否確認を含めた交流を定期的（年3回程度）行う。
- ・ 生活困窮時における生活物資、食料支援。
- ・ ボランティア、サークル活動。
- ・ 季節の便りの送付。
- ・ 無料職業紹介事業・福祉的就労（作業所等）の紹介、つなぎ。
- ・ G A T B（厚生労働省編一般職業適性検査）を活用した一般職業適性検査・就労及び就労継続に必要なスキルを向上させるためのセミナー（履歴書等書類作成、模擬面接、自己分析など）。
- ・ アフターケア事業の見守りのためのイベントに参加。
- ・ 障がい作業所等の利用調整・アフターケア：服薬管理、居宅から施設入所支援、施設から居宅設定支援、病院同行、入院支援、A A（アルコールクス・アノニマス）・G A（ギャンブラーズ・アノニマス）の通所支援、葬儀支援。
- ・ 施設を利用する「利用者の実情」を理解したうえで就労経験（体験）をさせてくれる会社との連携をしている。
- ・ 自立困難な人に対しては、個々のニーズを尊重しながら必要とされる施策へ繋げるべく、関係機関と調整を図る。
- ・ 住所のない人の中で、就労自立を希望する人が短期間施設を利用するにあたり、自立促進と体力の回復を図るための支援を行う。
- ・ 地域の社会資源との情報交換を密にし、協力・連携強化を図る。
- ・ リフレッシュ事業を実施する。
- ・ アフターケアとして、季節の便り（年賀状・暑中見舞い）や情報誌の送付、花見会、クリスマス会、映画鑑賞会、茶話会等の実施、通院同行。
- ・ アフターケアとして、施設でO B会を開催し、退所後の情報交換や必要に応じて施設サービスの活用ができる機会を提供している。
- ・ 住宅相談を活用して退所した者については、家賃の納付状況などから困窮状況の把握を行い、必要な介入を行う。
- ・ 履歴書用紙、顔写真の提供。
- ・ 求職交通費の支給、通勤交通費の貸付。
- ・ 求職用衣類の貸出、就職支度物品の提供。
- ・ 施設退所者に、定期的な訪問等、生活上の相談・助言等、地域で自立した生活が定着するための支援・指導等を行う団体の情報提供。

注：回答した自治体や施設が容易に特定できると考えられる固有名詞は削除した。

(3) 問 2 4 ~ 2 5 施設の連携先

施設の連携先は、図表 3-30 のとおりである。

施設は「福祉事務所」と原則連携している。シェルター施設方式と自立支援センターの 100.0%が「福祉事務所」と連携していると回答した。また、「福祉事務所」と連携していると回答したシェルター借り上げ方式は 89.2%、無回答が 10.0%だった。施設の「福祉事務所」以外の連携先は、以下の通りである。

シェルター施設方式の 8 割以上の施設が連携していたのは、「相談員（施設内含む）」、「保健所」、「社会福祉協議会」、「他の自立支援センターとの情報交換等」であった。自立支援センターの 8 割以上の施設が連携していたのは、「相談員（施設内含む）」、「公共職業安定所」、「NPO 法人」、「他の自立支援センターとの情報交換等」であった。また、連携先の「その他」は、図表 3-31 のとおりである。

図表 3-30 施設の連携先(複数回答)

(単位:施設)

	シェルター借り上げ方式	シェルター施設方式	自立支援センター
相談員(施設内含む)	32 26.7%	4 100.0%	20 90.9%
主任相談員(施設内含む)	25 20.8%	3 75.0%	13 59.1%
協議会	6 5.0%	2 50.0%	12 54.5%
福祉事務所	107 89.2%	4 100.0%	22 100.0%
保健所(※医療上の連携、健康診断等)	6 5.0%	4 100.0%	16 72.7%
医療機関職員	7 5.8%	3 75.0%	8 36.4%
医療機関	30 25.0%	3 75.0%	17 77.3%
精神保健福祉センター	5 4.2%	3 75.0%	7 31.8%
公的年金、雇用保険等関係機関	26 21.7%	2 50.0%	11 50.0%
社会福祉協議会	31 25.8%	4 100.0%	9 40.9%
公共職業安定所	30 25.0%	3 75.0%	21 95.5%
社会福祉士会	19 15.8%	-	3 13.6%
NPO 法人	10 8.3%	3 75.0%	19 86.4%
ボランティア団体等	5 4.2%	1 25.0%	9 40.9%
民生委員・児童委員	4 3.3%	1 25.0%	9 40.9%
地域住民(※清掃活動等による交流等)	4 3.3%	3 75.0%	13 59.1%
施設管理者	5 4.2%	1 25.0%	6 27.3%
他の自立支援センターとの情報交換等	3 2.5%	4 100.0%	18 81.8%
センター通常型とサテライト型との情報交換等	-	-	4 18.2%
センター賃貸住宅型での定期的な巡回相談の実施	-	-	8 36.4%
センターの利用を促す(就労意欲者に対して)	2 1.7%	2 50.0%	3 13.6%
シェルターの利用を促す(緊急に必要な者に対して)	3 2.5%	2 50.0%	-
若者サポートステーション	4 3.3%	2 50.0%	3 13.6%
地域包括支援センター	6 5.0%	3 75.0%	6 27.3%
無回答	12 10.0%	-	-
回答施設数	120	4	22

図表 3-31 連携先の「その他」(自由回答)

<専門家・人>

- 弁護士
- 司法書士
- 保護司
- 不動産関連業者
- 救護施設職員
- 大学教員
- 運営委員会の委員
- 保護者
- セミナー講師として各種専門家
- 施設職員のスキルアップについて、精神福祉に関わる経験及び資格のある専門家などを研修講師として招へいしている。

<団体・機関>

- 法律事務所
- 法律家の会（自立支援法律家の会、弁護士会、司法書士会等）
- 県弁護士会
- 法テラス
- 社会福祉施設
- 居宅介護支援センター
- 介護事業所
- 保護観察所
- 更生施設
- 救護施設
- 障がい者地域生活支援センター
- 障害福祉センター
- 発達障がい者支援センター
- 障がい作業所
- グリーンコープ生活再生相談室
- グリーンコープファイバーリサイクルセンター
- 教育委員会
- ストリート・プロジェクト（学習支援）
- アルコール依存症の自助グループ
- アルコホーリクス・アノニマス（AA）等自助グループ
- （公益財団法人）県労働福祉協会
- 就業支援事業推進協議会等（職場体験講習）

- 民間企業
- 居宅設置協力者の会
- 不動産業者の会（自立支援居宅協力者の会）
- 近隣不動産店
- 簡易宿所
- 市内の公共機関等（鉄道警察、図書館、バスターミナル等）
- 宗教団体
- 大学

注：回答した自治体や施設が容易に特定できると考えられる固有名詞は削除した。

3.4 現場の意見等

(1) 問26 付加してほしい機能

シェルター事業、自立支援センターに付加してほしい機能について、現場からの視点での意見は図表 3-32 のとおりである。

図表 3-32 施設に付加してほしい機能(自由回答)

- ・ 公共職業安定所の機能、あるいは職員の常駐。
- ・ 状況に応じて連携できる関係機関等施設の充実。
- ・ 再ホームレス化の防止のため、アフターケア機能の付加。
- ・ 仕事に就くための基礎的な知識のない人に対する教育的な機能。
- ・ 退所後の一定期間のフォロー機能。
- ・ 通所の施設利用(入浴、食事支援、職業相談)。
- ・ 居宅準備に向けてのサテライト型施設。
- ・ シェルターに、入居者が求職活動をするために必要な携帯電話と自転車を支援できるよう予算措置をお願いしたい。
- ・ 食事の提供をできるようにしてほしい。利用者の高齢化が進み、乾パンを食べるのが難しい人が多くなってきているため。
- ・ 度重なる家賃滞納等の問題を抱えた人が、自立支援センターに入所してくることもある。そのような人に対しては、「生活支援機能」のようなものが自立支援センターに求められる。例えば、自立支援センターには就労支援員は配置されているが、生活支援員というような人が配置されていない。入所者の中には、食事を規則正しく取れない人など、生活面を整えることから始まる人がいて、そのような方は入所期間6か月では足りない。借金問題や法律問題は専門家につなぐことはできるが、生活支援・生活相談は、職員が時間をかけるしかない。

注：回答した自治体や施設が容易に特定できると考えられる固有名詞は削除した。

(2) 問27 その他ご意見等

シェルター事業、自立支援センターからの「その他の意見・要望等」は、図表 3-33 のとおりである。

図表 3-33 その他の意見・要望等(自由回答)

- ・ 市の緊急一時宿泊事業（シェルター事業）は、年末年始の行政機関が業務を停止している期間のみ実施しています。
- ・ シェルター入所者が福祉事務所等の相談機関にかかる際の交通費を当事業（平成 27 年度以降においては例えば一時生活支援事業）の給付対象として検討いただきたい
- ・ 利用者への食事（3 食）の現物支給は、年末年始等、困難な場合がある。やむを得ない場合は外食を認めるなど、柔軟な対応ができるよう検討いただきたい。
- ・ 全国的にホームレスは減少しているものの、ホームレスが集中する大都市圏に負担が大きく偏ることが無いよう、国の事業として、ホームレス自立支援に関する費用は国庫補助金補助率 10 分の 10 で助成措置をお願いしたい。また、シェルターの運営については、国の責任において全額国庫負担による助成措置の検討をお願いしたい。
- ・ ホームレスの方の中には、仕事に対応していくための生活習慣や基礎的な知識を持っていない方がいるので、入所型の就労自立支援センターの継続設置が必要と思われる。
- ・ 退所後、一定期間のフォローについて、お金を支出できる仕組みを設けてほしい。
- ・ 若年層利用者の中には、施設の指導に従わず、満期の利用を繰り返している人が最近目立っており、施設では苦慮している。
- ・ 薬物依存が再発している人については他機関へ紹介する。
- ・ 地方自治体でシェルターを設置している自治体と設置していない自治体があり、シェルターを設置しているところに、ホームレスによる生活保護の申請が集中している実情が見受けられる。そのため、全ての自治体にシェルターを設置するよう法整備を整えてもらいたい。
- ・ シェルター借り上げ方式なので、就労支援や他機関の連携は、相談業務で行っている。

注：回答した自治体や施設が容易に特定できると考えられる固有名詞は削除した。

4. 調査結果の分析と今後の展開

4.1 分析にあたっての視点

平成 25 年 12 月に「生活困窮者自立支援法」（新法）が成立し、平成 27 年 4 月の施行が予定されている。

その一方で、ホームレス対策事業として、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成 14 年法律第 105 号）の趣旨を踏まえ、『社会的包摂・「絆」再生事業』の実施要領に基づき主として以下の事業が実施されている。

- ・ ホームレス総合相談推進事業
- ・ ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）
- ・ ホームレス自立支援事業（自立支援センター）

新法の支援内容には、現在、ホームレス対策事業として実施されているものと相互に重複しているものも含まれている。特にホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）及びホームレス自立支援事業（自立支援センター）については、その主たる支援内容は当面の衣食住の提供であり、新法の一時生活支援事業と異なるものではない。したがって、本調査研究事業により得られた調査結果について以下の視点から知見を得るため分析を行った。

- ・ シェルター事業は新法の一時生活支援事業への移行を予定しているが、円滑に移行するための課題は何か。
- ・ 自立支援センターが今後、仮に一時生活支援事業に移行することとなった場合にどのような課題があるか。
- ・ また、自立支援センターにおける支援内容は設置自治体により様々であるが、これらの取組を今後、仮に新法の事業に位置付けることにした場合、どのようなものが考えられるか。

4.2 分析にあたっての留意点

各自治体によって施設の様々な運用状況が見られ、特に自立支援センターは衣食住、生活面、就労支援、退所後のアフターケアまで多岐に渡るため、施設ごとに特徴のある運用がなされていた。また、一部の自治体では女性の入所に配慮した自立支援センターがあった。一方、シェルター借り上げ方式の大半は宿と食事を提供するものに留まっていた。シェルター施設方式は、センターとシェルター借り上げ方式の中間に位置するような施設であり、短期間の居所と食事提供にとどまるものもあれば、就労支援や退所後の支援まで実施している施設もあった。

図表 4-1 全国のシェルター事業、自立支援センターの概要

	シェルター借り上げ方式	シェルター施設方式	自立支援センター
設置自治体数	54自治体	2自治体	9自治体
施設数	151施設（注1）	4施設（注2）	22施設（注3）
利用期間	原則3か月以内	原則3か月以内	原則6か月以内
平均利用期間	21.2日間	52.3日間	122.7日間
平均延長期間	12.2日間	22.0日間	40.2日間
食・住の提供	◎	○	◎
生活面の支援	△	◎	◎
就労支援	△	○	◎
退所後のケア	△	△	○

注1：シェルター借り上げ方式の施設数は、平成25年3月時点では151施設（厚生労働省「ホームレス対策施設の運営状況について」平成25年3月15日時点）だったが、利用者数や委託契約の状況によって毎月変動する可能性があるため、時点によって施設数が異なることに留意する必要がある。

注2：シェルター施設方式は、平成25年3月時点では5施設だったが（図表2-8参照）、平成25年7月に大阪市のあいりんシェルター（萩之茶屋）が建て替えにより閉鎖されたため、平成26年3月時点では4施設（図表2-5参照）である。

注3：自立支援センター設置の9自治体のうち、図表2-8の出典資料では川崎市は3施設（①自立支援センター日進町、南幸町（サテライト型）、②自立支援センター渡田、③富士見生活づくり支援ホーム）に区分されていたが、本事業のアンケート調査では自立支援センター日進町と南幸町（サテライト型）をそれぞれ別の施設として調査対象にしたため、22施設になった。

注4：各施設の設置自治体数は図表2-9参照。

注5：平均利用期間、平均延長期間は、本事業のアンケート調査結果を基にして、各施設の規則上の利用期間・延長期間を集計した数値である（図表3-7参照）。

注6：表の◎は全施設が実施、○は過半数の施設が実施、△は半数以下の施設が実施を示す。

出所：「ホームレス対策施設の運営状況について」（平成25年3月15日時点）及び本事業のヒアリング・アンケート調査に基づいて作成した。

4.3 シェルター事業の傾向分析と新法への移行に向けた課題

4.3.1 ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）の概要

シェルター事業の目的は、「ホームレス等に対して緊急一時的な宿泊場所を提供し、健康状態の悪化を防止する等により、その自立を支援する」ものである。『社会的包摂・「絆」再生事業実施要領』によれば、利用期間中の主な支援内容は以下の通りである。

【シェルター事業の利用期間中の主な支援内容】

- ・ 健康面での支援
 - 緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止
 - 保健所等との連携の下で健康診断等を必要に応じて実施
- ・ 就労面での支援
 - 就労意欲のある利用者に対して、ホームレス自立支援センターの利用を促すとともに、就労に関する情報を提供
- ・ その他の支援
 - 福祉サービスの提供が必要な利用者に対して、福祉事務所等において支援が受けられるよう助言・指導
 - 利用期間は原則として3か月以内、利用料は原則として無料

平成25年3月時点では、シェルター事業は、特別区、政令指定都市及び中核市を中心に、全国54自治体で実施しており、その定員の合計は2,752名²となっている。

実施形態として、『社会的包摂・「絆」再生事業実施要領』では、施設を設置する「施設方式」と、旅館やアパート等の一室を借り上げて実施する「借り上げ方式」の2つの方法を定めている。54自治体が「借り上げ方式」によるシェルター事業を実施しており、「施設方式」によるシェルター事業を実施しているのは2自治体（大阪市、名古屋市）である。

² 厚生労働省「ホームレス対策施設の運営状況について」（平成25年3月15日）の資料に基づき、シェルター事業の定員2,752名の内訳は、シェルター借り上げ方式の定員1,238名、シェルター施設方式の定員1,514名である（図表2-8参照）。

4.3.2 現在の運用の特徴と新法への移行に向けた課題

(1) シェルター事業の運用上の特色について

本調査の結果、シェルター事業について様々な運用状況が明らかになったが、図表 4-2 に示す特色のある傾向が見られた。

図表 4-2 シェルター事業の運用

	内容	運用例
特色 1	1 日単位、または年末年始など特定期間のみ、緊急一時的な宿泊所・食事等を提供するもの	<ul style="list-style-type: none">・ (1日単位の例) 大阪市のあいりん今宮シェルター等・ (年末年始の例) 前橋市 等
特色 2	生活保護や障害者手帳取得の申請期間や他施設に移るまでの待機場所として主に利用するもの	<ul style="list-style-type: none">・ 多くの自治体で見られるもので、旅館やアパート等の一室を借り上げて実施しているもの
特色 3	施設において自立相談のアセスメント、衣食住、生活支援、家計相談、就労支援等の手厚い支援を実施するもの	<ul style="list-style-type: none">・ 名古屋市の名城公園宿泊所等

(2) 特色ごとに見た新法への移行に向けた課題について

1) 特色 1: 一日単位や特定期間のみ実施するもの

利用期間を 1 日単位で定めているシェルター事業や、年末年始の閉庁期間など特定期間のみ実施されるシェルター事業である。

〈事例〉

- ・ 名古屋市のシェルター借り上げ方式では、旅館など市内の 3 施設と契約を結び、福祉事務所の窓口に来訪した相談者が緊急一時的な宿所の提供を必要としていると福祉事務所が判断した場合、1 日単位で宿泊券が発行される。
- ・ 大阪市のあいりん今宮シェルター（シェルター施設方式）では、野宿生活を余儀なくされるおそれのある日雇労働者が地域に存在する状況にあることから、施設では 1 日単位で緊急・一時的な宿泊場所を提供している。
- ・ 一部の自治体では、年末年始の閉庁期間中に限って、緊急一時的な宿所の提供を実施しているものもある。

〈今後の課題〉

1 日単位や特定期間のみ実施するシェルター事業は、事前の十分なアセスメントを前提としていないため、新法への移行にあたって以下の課題が考えられる。

【今後の課題】

- ・ 新法は、生活困窮者の自立に向け、自立相談支援機関によるアセスメントを通じて包括的な支援を実施するものである。したがって、このような 1 日単位や特定期間のみ実施するシェルター事業は、新法の趣旨になじみにくい可能性がある。一方、現在の運用を踏まえると、地域の実情によりこのようなシェルター事業に対するニーズがあることに留意する必要がある。

2) 特色 2: 待機場所として活用されるもの

生活保護や障害者手帳取得の申請期間や、他施設に移るまでの期間や居宅保護（生活保護）を受けるために物件を探す間など、一時的な待機場所として活用されているものである。申請等に2～3週間かかる場合があり、利用期間は1日単位ではなく、2週間等のまとまった期間である。

〈事例〉

- ・ 兵庫県のシェルター借り上げ方式については、NPOによるケア付きでアセスメント、生活支援・就労相談等が実施されているが、生活保護を申請した際に一時的に待機する場所としても利用されている。

〈今後の課題〉

新法の趣旨が生活保護に至る前の段階での自立支援策の強化を図ることにあることに鑑み、以下のような課題が考えられる。

【今後の課題】

- ・ 生活保護や障害者手帳取得の申請期間等において、一時的に待機する場所がないのが現状であるため、シェルター事業がこのような用途にも活用されていることに留意する必要がある。

3) 特色 3: 施設において手厚い支援を行うもの

入所期間中の手厚い支援が特徴であり、自立支援センターに最も類似しているシェルター事業である。アセスメント、衣食住の提供、生活支援、就労支援まで行っているところもある。ただし、このような手厚い支援を行っているシェルター事業は全国でも稀である。

〈事例〉

- ・ 福岡市のシェルター借り上げ方式では、アセスメント、生活支援、就労支援、退所支援等を実施している。就労支援の一つとして、施設運営主体の連携先の団体が国から技能講習事業の委託を受けており、シェルター入所者を対象に免許・資格の取得や技能の習得等を目的とした講習を実施している。
- ・ 名古屋市の名城公園宿泊所（シェルター施設方式）は、アセスメント、生活支援、就労支援、退所支援等を実施している。（平成 25 年度中に閉鎖予定）

〈今後の課題〉

後述（51～56 頁）の自立支援センターと同様の課題が考えられる。

4.4 ホームレス自立支援事業と新法について

4.4.1 ホームレス自立支援事業の概要

ホームレス自立支援事業（自立支援センター）の目的は、「ホームレス等が地域社会の中で可能な限り自立した生活を営むことができるよう、宿所及び食事を提供するとともに、健康診断、生活相談・指導及び職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援する」というものである。『社会的包摂・「絆」再生事業実施要領』によれば、利用期間中の主な支援内容は以下の通りである。

【自立支援センター利用期間中の主な支援内容】

- ・ 就労面での支援
 - 利用者の生活状況、健康状態等に応じた自立支援プログラムの策定
 - 支援プログラムに基づく積極的な就労支援
 - 就労支援のための住民登録
- ・ 日常生活・健康面での支援
 - 宿所、食事の提供や定期的な入浴、下着類の支給等、日常生活に必要なサービスの提供
 - 定期的な健康診断による健康管理
 - 地域社会における社会常識や生活習慣等の習得
- ・ その他の支援
 - 親族との交流促進
 - 利用者の借金問題等自立阻害要因の除去
 - 低廉な賃貸住宅の募集情報の提供等住居確保のための援助
 - 未就職者に対する福祉事務所との連携（再路上化を防止するため）
 - 利用期間は原則として6か月以内、利用料は原則として無料

平成25年3月時点では、自立支援センターは、全国の9自治体（大都市）で実施されており、その定員の合計は1,832名となっている³。

³厚生労働省「ホームレス対策施設の運営状況について」（平成25年3月15日）の資料に基づく。なお、図表2-8では、熊本県の自立支援センター（定員10名）が平成24年度をもって施設閉鎖のため、本事業の調査対象外としたことから、出典と数値が異なる。

4.4.2 自立支援センターの特徴と今後、仮に新法へ移行するとした場合の課題

(1) 多様な支援を手厚い人員配置によりワンストップで実施

自立支援センターは、支援困難な利用者、様々な事情を抱える利用者の増加やホームレスの特性に応じて、手厚い職員配置（図表 4-3 参照）により様々な支援を施設内にてワンストップで実施している。

〈事例〉

- ・ 精神障がい・発達障がいの疑いのある入所者の増加に伴い精神保健福祉士等を配置し手帳取得に向けた支援を実施
- ・ 刑余者の増加に伴い就労に向けた手厚い支援の実施
- ・ 不規則な時間帯の労働に対応するため宿直員を配置 等

図表 4-3 自立支援センターの職員配置

(単位:人)

	施設の職員	平均	最小値	最大値
常勤	1. 施設長	1.0	1.0	1.0
	2. 事務員	1.2	1.0	3.0
	3. 生活相談指導員	6.8	1.0	32.0
	4. 嘱託医師	0.0	0.0	0.0
	5. 看護師	0.7	0.0	1.0
	6. 職業相談員	2.1	0.0	5.0
	7. 主任生活相談指導員	1.5	0.0	3.0
	8. 社会福祉士	2.1	1.0	4.0
	9. 精神保健福祉士または臨床心理士	1.4	1.0	2.0
	10. 保健師	0.0	0.0	0.0
	11. 宿日直員	5.0	4.0	7.0
	12. 夜間警備員	0.5	0.0	1.0
	13. 夜間に入所者をケアできる職員	8.5	0.0	14.0
	14. その他	3.0	0.0	8.0
非常勤	1. 施設長	0.3	0.0	1.0
	2. 事務員	0.6	0.0	1.0
	3. 生活相談指導員	4.2	0.0	8.0
	4. 嘱託医師	1.5	1.0	3.0
	5. 看護師	1.3	0.0	3.0
	6. 職業相談員	2.8	0.0	7.0
	7. 主任生活相談指導員	0.0	0.0	0.0
	8. 社会福祉士	0.8	0.0	2.0
	9. 精神保健福祉士または臨床心理士	1.0	0.0	2.0
	10. 保健師	0.0	0.0	0.0
	11. 宿日直員	2.3	0.0	8.0
	12. 夜間警備員	1.5	0.0	3.0
	13. 夜間に入所者をケアできる職員	3.6	0.0	11.0
	14. その他	1.5	0.0	4.0

出所：本事業のアンケート調査

〈今後仮に新法に位置付けるとした場合の課題〉

自立支援センターにおいて、このような多様な支援を実施している現状を踏まえ、以下のような課題が考えられる。

【今後仮に新法に位置付けるとした場合の課題】

- ・ 自立支援センターは、他法や他制度から抜け落ちてしまった人たちの受け皿として機能している側面も見られる。このため、利用者の特性に応じて多様な支援が必要となることから、福祉、医療等の専門職員が配置されており、今後もこのような支援は実施していく必要があるのではないか。

(2) 入所者の課題に応じて生活習慣形成や一般就労支援に向けた基礎能力支援を実施

各自治体によって、地域の社会資源が異なり、入所対象者層も異なる。そのような地域や入所対象者の事情により、図表 4-4 に示すとおり利用者が抱えている問題は複雑である。入所者が抱える様々な課題に対応し、自立支援センターによっては生活習慣形成や一般就労支援に向けた基礎能力の形成といった支援も実施している。

図表 4-4 施設の利用者が抱えている課題(複数回答)

(単位:件)

利用者が抱えている課題	シェルター借り上げ方式	シェルター施設方式	自立支援センター
規則正しい生活ができない人	41 34.2%	3 75.0%	17 77.3%
金銭管理ができない人	38 31.7%	3 75.0%	17 77.3%
債務を抱えている人	38 31.7%	4 100.0%	16 72.7%
服薬管理ができない人	26 21.7%	3 75.0%	14 63.6%
コミュニケーションがうまくとれない人	34 28.3%	4 100.0%	16 72.7%
就労経験・職歴がほとんどない人	36 30.0%	3 75.0%	15 68.2%
ギャンブル依存の人	10 8.3%	4 100.0%	17 77.3%
アルコール依存の人	12 10.0%	4 100.0%	17 77.3%
携帯(ゲーム課金等)依存の人	4 3.3%	1 25.0%	12 54.5%
精神的疾患、うつ病等が疑われる人	36 30.0%	4 100.0%	15 68.2%
障がい疑われる人	33 27.5%	4 100.0%	15 68.2%
虚偽報告を繰り返す人	32 26.7%	2 50.0%	15 68.2%
刑余者	32 26.7%	3 75.0%	15 68.2%
(他施設含めて)施設入退所を繰り返している人	29 24.2%	4 100.0%	15 68.2%
失踪を繰り返している人	27 22.5%	3 75.0%	13 59.1%
利用者が抱える問題を把握できていない	49 40.8%	-	-
無回答	21 17.5%	-	5 22.7%
回答施設数	120	4	22

出所：本事業のアンケート調査結果

〈事例〉

- ・ 集団生活を行う入所施設であるという特徴を活かして、社会生活の継続に必要なスキルを向上させる目的で、コミュニケーション能力を高める講座を開催し、近隣との関係づくりや社会奉仕活動の一環として、施設周辺の地域の清掃を入所者が当番制で行っている。また、就労スキルの向上を図るため、履歴書等書類作成、模擬面接、自己分析などの就労や就労継続に必要なスキルを向上させるためのセミナーを開催している（福岡市の例）。
- ・ 弁護士、司法書士等による法律相談があり、利用者は債務等について相談できる（北九州市の例）。

〈今後仮に新法に位置付けるとした場合の課題〉

現状、自立支援センターで実施している様々な支援の事例を踏まえると、以

下のような課題が考えられる。

【今後仮に新法に位置付けるとした場合の課題】

- ・ 自立支援センターの個々の取組状況によっては、新法の就労準備支援事業や家計相談支援事業への位置付けも可能とも考えられるが、この場合、現在、自立支援センターが果たしている役割・機能を一つ一つ整理する必要がある。

(3) 医療面での対応について

自立支援センターの利用者には、公的医療保険に加入していないケースが多く見られる。

医療が必要となった場合の対応として、大阪市では、施設利用者の健康面について、状況に応じて大阪市が100%出損している「大阪社会医療センター」の無料低額診療（第二種社会福祉事業）を活用するという事例があった。

〈今後仮に新法に位置付けるとした場合の課題〉

自立支援センターを今後仮に新法の一時生活支援事業に位置付けた場合、一時生活支援事業の支援内容には医療は含まれていないため、以下のような課題が考えられる。

【今後仮に新法に位置付けるとした場合の課題】

- ・ 利用者が医療機関を受診する必要が生じた際、生活保護（医療扶助）を申請するケースがありうるが、一時生活支援事業は生活保護受給者を対象としていないため、このような場合の取扱いについて整理が必要である。

(4) 利用期間について

『社会的包摂・「絆」再生事業実施要領』において、自立支援センターの利用期間は「原則として6ヶ月以内」となっていることを踏まえ、利用期間を原則6ヶ月以内と定めている施設がほとんどである。

一方、シェルター事業の利用期間は「原則として3ヵ月以内」となっており、シェルター事業が一時生活支援事業に移行するため、一時生活支援事業の期間は3ヵ月と考えられる。

ただし、施設ヒアリングにおいては、利用者が生活面を立て直し、仕事を見つけて貯蓄を始め、一人暮らしをするための準備をして自立するには、6か月でも短いという意見があった。

自立支援センター退所後に簡易宿所に戻る人や、退所後しばらくアフターケアを必要とする人など、自立までに長期間を要する利用者もいる。利用期間を短くすることによって再路上化しないようにすることにも留意が必要である。

なお、平成22年度の調査研究事業（厚生労働省社会福祉推進事業『ホームレス自立支援センター、緊急一時宿泊事業等の業務内容等に関する調査研究報告書』43頁）によると自立支援センターの平均利用期間は82.3日⁴であった。

〈今後仮に新法に位置付けるとした場合の課題〉

自立支援センターを今後、仮に新法の一時生活支援事業へと位置付け、その利用期間を「3ヶ月間」と設定した場合には以下のような課題が考えられる。

【今後仮に新法に位置付けるとした場合の課題】

- ・ できるだけ早い期間内に自立を目指すことが重要であるという観点⁵に立ち、利用期間は「原則として3ヶ月間」としながらも、自立のために要する期間は個々人の状況により多様である現状を踏まえつつ、「個々人のアセスメントの状況により6ヶ月まで延長が可能」とすることが妥当と考えられる。
- ・ 地域社会で一人暮らしをするためのトレーニング期間といったアフターケアの視点が重要である。

⁴ 本事業（平成25年度）のアンケート調査では、施設の規則上の利用期間を調査した。一方、平成22年度調査では、施設利用者の実際の利用期間を調査した。

⁵ 本調査の有識者ヒアリングの指摘による。利用期間について、生活を立て直し、仕事を見つけて貯蓄し、アパート等を確保し自立するまでの期間として、3ヶ月は短いのではないかとの意見がある一方で、成人を対象とする場合、できるだけ早い社会復帰を目指すことは重要であるという指摘があった。また、地域において、「箱もの」の機能は重要であり、一定程度、どのような方でも受け入れられる施設を確保しておくことは重要であるとの指摘もあった。

4.5 施設を運営する自治体と団体からの主な意見

ヒアリング、アンケートを通じた各自治体の主な意見は以下の通りである。

(1) 各自治体の主な意見

自治体からの意見として、ホームレス対策事業は今後も全額国庫補助で実施してほしいとの要望が多かった。

○ 財源についての意見

- ・ 現行のホームレス対策事業（全額国庫負担）を新制度に位置付けることにより、安定的な財源確保が可能となるメリットがある一方で、自治体の負担が発生し、ホームレス事業が実質的に後退するおそれがある。
- ・ 全国的に路上のホームレス数は減少しているものの、ホームレスが集中する大都市圏に負担が大きく偏ることがないように、国の事業として、ホームレス自立支援に関する費用は国庫補助金補助率10分の10で助成措置をお願いしたい。

(2) 各団体の主な意見

ホームレス対策事業は、社会福祉法人やNPO等民間団体等への委託により実施されている場合が多く見られるため、支援の現場で混乱が生じないように、施設を実施する団体の意向には十分に配慮する必要がある。

施設の実施団体からは、自立支援センターが現状果たしている役割の重要性を踏まえ、ホームレスの特性に応じた手厚い支援は今後も必要であるといった意見が多かった。

4.6 今後に向けて

現在の運用上、シェルター事業及び自立支援センターには、福祉事務所を通じて利用者が入所している。生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業は、自立相談支援機関と効果的に連携しながら、生活困窮者自立支援法による体系的・包括的な支援を実施し、より効果を発揮することが求められる。また、一時生活支援事業の実施にあたっては、支援の現場で混乱が生じないように、実践的な手引きの作成が求められる。

5. 参考資料：制度枠組みと運用実態（ヒアリング調査結果）

5.1 全国のホームレス対策事業について

『社会的包摂・「絆」再生事業実施要領』を基に、各自治体が各事業の要綱等を別途定めている。そのため、『社会的包摂・「絆」再生事業実施要領』に記載されている事業名（①ホームレス自立支援事業、②ホームレス緊急一時宿泊事業、③ホームレス総合相談推進事業、④ホームレス能力活用推進事業）と各自治体の事業名とは必ずしも一致しない場合がある。自立支援センターを設置する自治体に対するヒアリング調査から得た情報を基に、平成 25 年 9 月 30 日時点の国と自治体の事業名の対応について調査した結果を図表 5-1 に示す。

自立支援センターとシェルター事業は「施設」を利用しているため、その土地・建物をどのように準備するかは、今後シェルター事業や自立支援センターの運営を考えている自治体の関心事であると考えられる。そのため、本事業のヒアリング調査から得た情報を基に、各自治体の自立支援センターとシェルター事業に係る事業費割合の内訳を図表 5-2 に、うち土地・建物に係る調査結果を図表 5-3 に示す。

図表 5-1 国と各自治体の事業名対応一覧

	ホームレス自立支援事業 (自立支援センター)	ホームレス緊急一時宿泊事業 (シェルター事業)	ホームレス総合相談推進事業	ホームレス能力活用推進事業
仙台市	路上生活者等支援事業	-	ホームレス巡回相談事業	-
			ホームレス衛生改善事業	
			弁護士等による相談事業	
東京都 ・23区	緊急一時保護事業	緊急一時宿泊事業	巡回相談事業	-
	自立支援事業		地域生活継続支援事業	
川崎市	川崎市自立支援センター	-	巡回相談事業	-
			越年対策事業	
			衛生改善事業	
			訪問相談指導事業	
横浜市	ホームレス自立支援施設運営委託	緊急宿泊事業 (借り上げ式シェルター)	巡回相談事業	-
			保健サービス支援事業	
名古屋市	ホームレス自立支援事業 (自立支援事業あつた)	ホームレス緊急一時宿泊施設 (名城公園宿泊所)	巡回相談事業	ホームレス就労訓練事業
	ホームレス自立支援事業 (自立支援事業なかむら)	一時保護事業(一時保護所)	地域生活支援巡回相談事業 (アフターフォロー)	
		緊急宿泊援護事業	年末年始援護対策事業 (臨時相談所)	
		年末年始援護対策事業 (無料宿泊所)		
京都市	ホームレス自立支援センター事業	ホームレス緊急一時宿泊事業 (簡易旅館)	ホームレス医療福祉訪問相談事業 (通常分)	ホームレス能力活用推進事業
			ホームレス医療福祉訪問相談事業 (簡易旅館)	
			ホームレス医療福祉訪問相談事業 (中央保護所)	
		ホームレス緊急一時宿泊事業 (中央保護所)	ホームレス健康サポート事業	
			ホームレス応急援護事業	
			ホームレス法律相談事業	
ホームレス衛生改善事業				

	ホームレス自立支援事業 (自立支援センター)		ホームレス緊急一時宿泊事業 (シェルター事業)	ホームレス総合相談推進事業	ホームレス能力活用推進事業
大阪市	自立支援センター 舞洲1	自立支援センター 舞洲1管理運営業務	三徳生活ケアセンター	ホームレス巡回相談事業	高齢日雇労働者自立支援事業
		自立支援センターにおける キャリアカウンセリング業務			
	自立支援センター 舞洲2	自立支援センター 舞洲2管理運営業務	あいりん臨時夜間緊急避難所(今宮)		
		自立支援センターにおける キャリアカウンセリング業務			
自立支援センター 西成	自立支援センター 西成管理運営業務	安定した居宅のない要保護者に対する 居宅生活移行支援事業			
	自立支援センターにおける キャリアカウンセリング業務				
自立支援センター 大淀	自立支援センター 大淀管理運営業務				
	自立支援センターにおける キャリアカウンセリング業務				
兵庫県	-		ホームレス等貧困・困窮者サポート事業	ホームレス総合相談推進事業	-
福岡市	ホームレス自立支援事業		緊急一時宿泊事業	ホームレス巡回相談・アフターケア事業	-
	ホームレス就労自立支援センター 運営事業				
	ホームレス一時保護自立支援事業			福岡市相談事業(緊急一時宿泊所)	
北九州市	ホームレス自立支援事業		-	総合相談推進事業	-

注：国の事業名として『社会的包摂・「絆」再生事業実施要領』の事業名を示し、各自治体でそれらの事業に当てはまる事業名を調査した。
出所：本事業ヒアリング調査（平成25年9月30日時点の事業名）

図表 5-2 各自治体の施設に係る事業費内訳(平成 25 年度)

	施設に係る事業名	「社会的包摂・「絆」再生事業」の基金利用				基金以外
		人件費	物件費	うち、事業の土地・建物に係る賃賃料・使用料	その他	「社会的包摂・「絆」再生事業」の基金以外を財源とするもの
仙台市	仙台市路上生活者等自立支援ホーム	46.2%	52.9%	12.1%	0.0%	0.0%
東京都 ・23区	自立支援センター事業(港寮)	34.3%	51.3%	14.4%	0.0%	0.2%
	自立支援センター事業(文京寮)	35.1%	50.4%	14.5%	0.0%	
	自立支援センター事業(品川寮)	33.7%	50.8%	15.4%	0.0%	
	自立支援センター事業(中野寮)	34.1%	51.1%	14.8%	0.0%	
	自立支援センター事業(江東寮)	31.2%	53.3%	15.4%	0.0%	
	緊急一時宿泊事業(第1ブロック)	9.1%	42.4%	48.5%	0.0%	
	緊急一時宿泊事業(第2ブロック)	9.1%	34.3%	56.6%	0.0%	
	緊急一時宿泊事業(第3ブロック)	9.1%	34.3%	56.6%	0.0%	
	緊急一時宿泊事業(第4ブロック)	9.1%	34.3%	56.6%	0.0%	
	緊急一時宿泊事業(第5ブロック)	9.1%	34.3%	56.6%	0.0%	
川崎市	川崎市自立支援センター日進町・南幸町	38.0%	32.4%	29.6%	0.0%	0.0%
	自立支援センター渡田	41.5%	32.8%	25.7%	0.0%	0.0%
	生活づくり支援ホーム下野毛	41.0%	26.0%	33.0%	0.0%	0.0%
横浜市	横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ	62.6%	37.4%	0.0%	0.0%	18.5%
名古屋市	自立支援事業あつた	58.2%	41.8%	5.0%	0.0%	0.0%
	自立支援事業なかむら	49.8%	50.2%	0.0%	0.0%	0.0%
	名城公園宿泊所	61.6%	38.4%	10.0%	0.0%	0.0%
	一時保護所	56.1%	43.9%	1.1%	0.0%	0.0%
	緊急宿泊援護事業	0.0%	3.7%	3.7%	96.3%	0.0%
	年末年始援護対策事業(無料宿泊所)	0.0%	76.0%	39.2%	24.0%	0.0%
	巡回相談事業	91.7%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	地域生活支援巡回相談事業	0.9%	99.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	臨時相談所	0.0%	63.4%	36.3%	0.3%	0.0%
	ホームレス就労訓練事業	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
京都市	京都市ホームレス自立支援センター事業(自立支援センター十條)	48.4%	51.6%	13.5%	0.0%	0.0%
	京都市ホームレス緊急一時宿泊事業(簡易旅館3件合算分)	0.0%	100.0%	98.8%	0.0%	0.0%
	京都市ホームレス緊急一時宿泊事業(京都市中央保護所)	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%

	施設に係る事業名	「社会的包摂・「絆」再生事業」の基金利用				基金以外 「社会的包摂・ 「絆」再生事業」 の基金以外を財 源とするもの
		人件費	物件費	うち、事業の土 地・建物に係る賃 貸料・使用料	その他	
大阪市	自立支援センター舞洲1管理運営業務	34.1%	65.9%	13.6%	0.0%	0.0%
	自立支援センターにおけるキャリアカウンセリング業務(舞洲1)	94.8%	5.2%	0.0%	0.0%	0.0%
	自立支援センター舞洲2管理運営業務	27.4%	72.6%	18.9%	0.0%	0.0%
	自立支援センターにおけるキャリアカウンセリング業務(舞洲2)	91.7%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	アフターケア及び法律相談業務(舞洲2)	93.6%	6.4%	0.0%	0.0%	1.7%
	自立支援センター大淀管理運営業務	33.5%	66.5%	7.3%	0.0%	0.0%
	自立支援センターにおけるキャリアカウンセリング業務(大淀)	91.6%	8.4%	0.0%	0.0%	0.0%
	アフターケア及び法律相談業務(大淀)	96.0%	4.0%	0.0%	0.0%	1.0%
	自立支援センター西成管理運営業務	45.4%	54.6%	7.8%	0.0%	0.0%
	自立支援センターにおけるキャリアカウンセリング業務(西成)	91.7%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	アフターケア及び法律相談業務(西成)	88.1%	11.9%	0.0%	0.0%	12.2%
	三徳生活ケアセンター	45.5%	54.5%	0.0%	0.0%	10.1%
	あいりん臨時夜間緊急避難所(今宮)	65.2%	34.8%	8.0%	0.0%	0.0%
	安定した居宅のない要保護者に対する居宅生活移行支援事業	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
ホームレス巡回相談事業	83.0%	17.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
兵庫県	ホームレス等貧困・困窮者サポート事業	31.3%	68.7%	0.0%	0.0%	0.0%
福岡市	福岡市就労自立支援センター運営事業(福岡市就労自立支援センター)	0.0%	100.0%	17.7%	0.0%	0.0%
	福岡市自立支援事業(アセスメントセンター)	0.0%	100.0%	25.6%	0.0%	0.0%
	福岡市一保護自立支援事業(福祉センター)	0.0%	100.0%	22.2%	0.0%	0.0%
	福岡市緊急一時宿泊事業(シェルター)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
北九州市	ホームレス自立支援センター北九州	52.4%	12.8%	0.0%	34.8%	0.0%

注1：シェルター事業と自立支援センターに係る事業の経費について、平成25年4月時点の委託契約額を基とし、「社会的包摂・「絆」再生事業」の基金利用の人件費・物件費・その他の合計に対する割合を示した。「基金以外」には、基金利用の額を100%とした場合の比率を記載した。

注2：東京都・23区について、平成25年4月1日現在で運用している施設の契約額を基に記載した(平成26年3月開設予定施設にかかる経費を含まない)。東京都・23区の自立支援センター事業の「基金以外」費用は、事務費で、都区共同事業全体の費用に含まれる。また、「緊急一時宿泊事業」の事務費は、「自立支援センター事業」の事務費に含まれる。

注3：名古屋市の「緊急宿泊援護事業」の「扶助費」は「その他」に含む。

注4：京都市の「ホームレス緊急一時宿泊事業」には、「年末年始対策」を含む。

注5：大阪市の「法律相談業務」における弁護士雇用費は、「基金以外」費用であり、税等を財源としている。大阪市の「安定した居宅のない要保護者に対する居宅生活移行支援事業」の「その他」は、シェルター借り上げ方式(7施設分)の予算を示す。

出所：本事業ヒアリング調査

図表 5-3 各施設に係る土地・建物の費用

自治体名	施設(センター・シェルター)に係る事業名	土地									建物									
		所有、賃貸				既存・新規		財源			所有、賃貸				既存、新規			財源		
		① 自治体 が所有	② 委託 先が 所有	③ 自治 体が 借り る	④ 委託 先が 借り る	① 既 存 の 土 地 を 利 用	② 新 規 に 土 地 購 入	① 費 用 な し	② 費 用 あ り (基 金)	③ 費 用 あ り (そ の 他)	① 自 治 体 が 所 有	② 委 託 先 が 所 有	③ 自 治 体 が 借 り る	④ 委 託 先 が 借 り る	① 既 存 施 設 を 利 用	② 既 存 施 設 を 改 修	③ 本 事 業 用 に 新 築	① 費 用 な し	② 費 用 あ り (基 金)	③ 費 用 あ り (そ の 他)
仙台市	路上生活者等自立支援ホーム	○				○		○									○		○	
東京都・ 23区	第1ブロック(港寮)	○				○		○									○			○
	第2ブロック(文京寮)	○				○		○									○			○
	第3ブロック(品川寮)	○				○		○									○			○
	第4ブロック(中野寮)	○				○			○								○			○
	第5ブロック(江東寮)	○				○			○								○			○
川崎市	自立支援センター日進町・南幸町	○				○		○						○					○	
	自立支援センター渡田	○				○		○						○					○	
	生活づくり支援ホーム下野毛	○				○		○						○					○	
横浜市	横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ	○				○		○									○			○
名古屋市	名古屋市ホームレス自立支援事業(自立支援事業あつた)	○				○		○					○				○		○	
	名古屋市ホームレス自立支援事業(自立支援事業なかむら)	○				○		○					○				○			
	名古屋市ホームレス緊急一時宿泊施設(名城公園宿泊所)			○		○		○					○				○		○	
	名古屋市一時保護事業(一時保護所)	○				○		○					○				○			
	緊急宿泊支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末年始援護対策事業(無料宿泊所)			○		○		○					○				○			
京都市	ホームレス自立支援センター事業(十條)			○		○		○					○						○	
	ホームレス緊急一時宿泊事業(簡易旅館3件分)			○		○		○					○						○	
	ホームレス緊急一時宿泊事業(京都中央保護所)	○				○		○					○						○	

自治体名	施設(センター・シェルター)に係る事業名	土地									建物									
		所有、賃貸				既存・新規		財源			所有、賃貸				既存、新規			財源		
		① 自治体 が所有	② 委託 先が 所有	③ 自治 体が 借り る	④ 委託 先が 借り る	① 既 存 の 土 地 を 利 用	② 新 規 に 土 地 購 入	① 費 用 な し	② 費 用 あ り (基 金)	③ 費 用 あ り (そ の 他)	① 自 治 体 が 所 有	② 委 託 先 が 所 有	③ 自 治 体 が 借 り る	④ 委 託 先 が 借 り る	① 既 存 施 設 を 利 用	② 既 存 施 設 を 改 修	③ 本 事 業 用 に 新 築	① 費 用 な し	② 費 用 あ り (基 金)	③ 費 用 あ り (そ の 他)
大阪市	自立支援センター管理運営等業務(舞洲1)	○				○	○					○				○		○		
	自立支援センター管理運営等業務(舞洲2)	○				○	○					○				○		○		
	自立支援センター管理運営等業務(大淀)	○				○	○			○				○					○	
	自立支援センター管理運営等業務(西成)	○				○	○			○				○					○	
	三徳生活ケアセンター	○				○	○			○				○			○			
	あいりん臨時夜間緊急避難所(今宮)	○				○		-	-	-			○			○		○		
	シェルター借り上げ方式 7施設分	○	○		○	○			○		○	○		○	○				○	
	ホームレス巡回相談事業	○				○		○			○			○				○		
兵庫県	ホームレス等貧困・困窮者サポート事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
福岡市	就労自立支援センター運営事業			○								○			○			○		
	自立支援事業(アセスメントセンター)			○								○			○			○		
	一時保護自立支援事業(福祉センター)			○								○		○				○		
	緊急一時宿泊事業(シェルター)		○								○			○				○		
北九州市	ホームレス自立支援センター北九州	○				○	○			○			○				○			
該当事業数		23	2	7	1	27	0	20	6	0	19	2	10	2	15	4	12	6	17	8

注1：土地・建物の「財源」の「②費用あり（基金）」とは、『社会的包摂・「絆」再生事業』基金を利用していることを示す。

注2：横浜市の基金以外の財源利用とは、開設時に国庫補助を利用したことを示す。

注3：名古屋市の緊急宿泊援護事業は、居室の借上契約のため、土地・建物に係る記載なし。

注4：京都市の自立支援センター十條の土地・建物の費用は賃貸料に含む。

注5：兵庫県は、居室の借上契約のため、土地・建物に係る記載なし。

出所：本事業のヒアリング調査

5.2 現行制度と運用自体の比較

5.2.1 一覧表の見方と留意点

(1) 一覧表の見方

本事業がシェルター事業及び自立支援センターの実態把握を目的としていることの背景の一つとして、シェルター事業及び自立支援センターの実態が多様であるということが挙げられる。それは、施設がサービスを提供する対象であるホームレスが、様々な条件を抱えているがゆえに、施設側はその対応や課題解決のために『社会的包摂・「絆」再生事業実施要領』には記載されていないような内容についても現場のニーズに応じて業務活動に含めて行っていることがある。

本事業では、現行制度とシェルター事業及び自立支援センターの運営実態を把握するため、現行の『社会的包摂・「絆」再生事業実施要領』を細分化した表（図表 5-4 参照）と、全国の施設の業務内容を照らし合わせることで各施設が持つ機能を比較できるようにした（図表 5-5～図表 5-10 参照）。また、各施設がどのような他機関や専門家と連携しているかについても記した。なお、『社会的包摂・「絆」再生事業実施要領』と容易に照合できるように、該当する箇所を図表 5-4 の「照合欄」に出典に表記されている記号を示した。

各事業において固有の機能と考えられるものについては、一覧表の小項目に「※」を付した。例えば、自立支援センターの「自立支援プログラム作成、定期的な状況把握、見直し」というのは、自立支援センター固有の項目であるが、シェルターによっては、現場のニーズに応じて実施しているところもある。そういったことが「※」を付すことで一覧表を通じて明らかになるようにした。

本事業のヒアリング調査において、現行制度の枠組み（図表 5-4）を、ヒアリングへの協力が得られた自治体及び施設に示し、施設の運営実態を聞き取りながら一覧表を作成した。例えば自立支援センターであっても、『社会的包摂・「絆」再生事業実施要領』に記載されているシェルター事業、総合相談推進事業、能力活用推進事業の内容や機能を包含するものであれば、該当する欄に「○」をつけた。非該当は「×」、一部該当は「△」、対象外は「—」と記した。定員数等は平成 25 年 9 月 30 日時点のものである。

この枠組みを用いることで、現行制度と全国で実施されているシェルター事業及び自立支援センターが持つ機能を横並びで比較することを試みた。それにより、『社会的包摂・「絆」再生事業実施要領』には含まれていない現場のニーズ（施設が日々の業務において対応している内容であり、本来ホームレス支援をする上で必要な業務）が把握できるようになる。また、新制度との関係において、今後必要とされる機能の過不足を考察する上で役立つと考えられる。

(2) 留意点

一覧表（図表 5-5～図表 5-10）の見方に関して、下記の3点に留意する必要がある。

- ・ 図表 5-6～図表 5-10 に記されている活動内容は、本事業のヒアリング調査時点のもの（定員数等は平成 25 年 9 月 30 日時点のもの）であり、今後各施設が現場のニーズに合わせて活動内容や範囲を変えていく可能性がある。
- ・ 事業内容・機能を包含するものであれば○をつけている。例えば、「利用対象者」として「就労意欲がある者、稼働能力がある者」に○がついている場合、「就労意欲がある者、稼働能力がある者」に限るのではなく、含むものであることを意味する。
- ・ 基本的には、枠組みの小項目のレベルで施設の事業内容・機能を確認した。ただし、大・中項目とのつながりから解釈が異なる可能性があるものについては下記3点のとおりにした。
 - 「巡回相談指導等事業」については、1 段目「路上等巡回し、面接や日常生活に関する相談等」が実施されていない場合、2 段目、3 段目等は巡回相談を前提とした項目のため、実施されていないものとした。
 - 「退所者等への訪問相談」については、アフターケアを実施している施設の中には、職員数等の制限から定期的な訪問等はできていないけれども必要な機関等にはつないでいるケースがあったことから、1 段目「退所者に、定期的訪問、生活上の相談、地域生活の定着支援等」が×、2 段目「必要に応じて関係機関との連携による支援」が○というケースはある。
 - 「借り上げ方式」の「入所者への定期的な訪問」等については、実施主体の外部にある施設を意味しているため、シェルター借り上げ方式以外は原則「×」と記した。

5.2.2 比較から明らかになった現在の運用の特徴

(1) シェルター借り上げ方式の運用の特徴

シェルター借り上げ方式は、現在の運用上、名古屋市のように旅館・ホテル等の空き室を借り上げて実施する形態のものが多く、『社会的包摂・「絆」再生事業実施要領』にあるとおり、必要最小限の基本的な衣食住の日常生活支援を実施しているものが多い。

このような中、京都市の簡易宿所では、福祉事務所と公共職業安定所が施設

と連携し、事業委託先職員が利用者を支援していることから、自立支援センターの機能である「自立を阻害する要因除去や社会生活へ復帰するための指導援助」（具体的な取組として、生活支援や就労支援を実施）、「職業相談」（公共職業安定所から施設に派遣される職業相談員との連携による）といった機能を持っている。

また、福岡市のシェルター借り上げ方式では、施設の本来機能である無料低額宿泊所の機能も生かしながら、自立支援センターの持つ「自立を阻害する要因除去や社会生活へ復帰するための指導援助」（具体的な取組例として、臨床心理士が心理カウンセリングを実施、転居のための住まい確保の支援等）、「職業相談」（入所中の稼働年齢層を対象に就労につなげること等の目的でクレペリン検査を実施、日雇労働者等技能講習事業を実施）などの多様な支援も実施している。

（2）自立支援センターの運用の特徴

1) 巡回相談事業の拠点として活用

自立支援センターでは、運用上、巡回相談事業の拠点施設となっているものも見られた。例えば、東京都及び特別区の共同事業として運営されている自立支援センター文京寮では、巡回相談事業も実施しており、長年の粘り強い相談活動によって、固定・定着層の路上生活者と信頼関係を結びながら社会復帰を促している。横浜市の自立支援センターはまかぜでは、利用者への支援と、巡回相談事業などを通じた総合的なホームレス支援事業の取り組みを行っている。仙台市の清流ホームでは、自立支援センターと巡回相談事業を実施しており、職員が連携しながら進めている。川崎市の生活づくり支援ホーム下野毛では、職員体制に巡回相談員が配置され、川崎市内全域を対象として巡回し、生活全般に関する相談を行っている。北九州市の自立支援センターでは、巡回による相談指導のほか、自立支援センターで定期的に相談会を実施している。

2) 複数の施設を活用した機能分化

施設ごとに機能分化している自治体もある。大阪市では、巡回相談の面接を経て「自立支援センター舞洲1」に入所し、個々の入所者の状況を把握するためのアセスメントが行われ、適切な個別支援策を利用者に示してから、就労型自立支援センターにつないでいる。

川崎市の自立支援センター日進町では、アセスメントを経て入所後に①就労自立コース、②見極めコース、③緊急一時宿泊、にプログラムが分かれる。アセスメントを経て就労ができると判断された場合には、自立支援センター渡田に入所する。生活面の立て直しが必要と判断された場合、自立支援センター下

野毛に入所する。女性で就労可能と判断された場合には、自立支援センター南幸町に入所する。アセスメントの状況によっては福祉事務所に処遇を戻すこともある。

3) 自立支援センターの利用期間について

自立支援センターの利用期間として、『社会的包摂・「絆」再生事業実施要領』では原則 6 か月以内となっているものの、一部には原則 3 か月以内で運用されている施設も見られた。例えば、利用期間を原則 90 日間として入所し、アセスメントの状況によって期間の延長を行う自立支援センターとして、仙台市の自立支援センター清流ホーム、川崎市の自立支援センター日進町、自立支援センター下野毛などがあった。

図表 5-4 現行制度と施設運用の枠組み

事業区分	大項目	中項目	小項目	照合		
ホームレス 自立支援事業 (センター)	事業内容	日常生活支援	宿所の提供	(2) ア (ア)		
			食事の提供	(2) ア (ア)		
			定期的な入浴	(2) ア (ア)		
			日用品の提供(下着等の支給等)	※(2) ア (ア)		
			定期的な健康診断、健康医療相談、必要な場合は医療の確保	※(2) ア (イ)		
			利用開始時ガイダンス	※(2) ア (ウ)		
		就職支援	自立支援プログラム作成、定期的な状況把握、見直し	※(2) ア (ウ)		
			就労意欲を向上させるための相談・指導等	(2) ア (エ)		
			自立を阻害する要因除去や社会生活へ復帰するための指導援助	※(2) ア (エ)		
			職業相談	※(2) ア (オ)		
			求人開拓	※(2) ア (オ)		
			就職時の保証人の確保等	※(2) ア (オ)		
			就職内定者に対する社会生活習慣等の指導	※(2) ア (カ)		
			住宅保証人の確保	※(2) ア (カ)		
			低廉な家賃の賃貸住宅の募集情報提供等	※(2) ア (カ)		
			就職直後の定期的な相談員訪問・支援	※(2) ア (キ)		
			施設配置	定員数	定員数別(a通常型、bサテライト型、c小規模型、d賃貸住宅型)	(2) イ (イ)
					防災	年2回以上の避難訓練
	設備	a.事務室		(2) イ (ウ)		
		b.生活相談・職業相談室		※(2) イ (ウ)		
		c.保健室		※(2) イ (ウ)		
		d.居室		(2) イ (ウ)		
		e.洗濯室		(2) イ (ウ)		
		f.教養娯楽室		(2) イ (ウ)		
		g.浴室		(2) イ (ウ)		
		h.便所・洗面所		(2) イ (ウ)		
	職員配置	職員配置	a.施設長	(2) ウ (ア)		
			b.事務員	(2) ウ (ア)		
			c.生活相談指導員	※(2) ウ (ア)		
			d.(嘱託医師)	※(2) ウ (ア)		
			e.(看護師)	※(2) ウ (ア)		
			f.(職業相談員)	※(2) ウ (ア)		
			g.主任生活相談指導員	※(2) ウ (ア)		
h.社会福祉士			※(2) ウ (ア)			
i.精神保健福祉士または臨床心理士			※(2) ウ (ア)			
j.保健師			※(2) ウ (ア)			
宿日直員			(2) ウ (イ)			

事業区分	大項目	中項目	小項目	照合		
ホームレス 自立支援事業 (センター)	利用対象者	利用対象者	就労意欲がある者、稼働能力がある者	(2)	エ	
	利用手続	利用期間	6か月以内(原則)	(2)	オ	(イ)
		延長期間	—	(2)	オ	(イ)
		利用料	無料(原則)	(2)	オ	(ウ)
		規則	管理規則(施設利用、管理等)の違反による施設利用者の退所	(2)	オ	(オ)
留意事項	留意事項	利用者のプライバシー保護への配慮	(2)	カ	(ア)	
ホームレス 緊急一時 宿泊事業 (シェルター)	事業内容	施設方式	緊急一時的な宿泊場所の提供	(3)	ア	(ア)
			自立のための相談・指導等の支援提供	(3)	ア	(ア)
			就労支援、就労関連情報提供	(3)	ア	(イ)
			福祉サービスが必要な者に助言・指導	※(3)	ア	(ウ)
			健康診断実施の配慮	(3)	ア	(エ)
			雇用と住居を同時に失った者への支援	※(3)	ア	(オ)
	借り上げ方式	入所者への定期的な訪問	生活上の相談・助言等	※(3)	ア	(カ)
			自立のための支援・指導等	(3)	ア	(カ)
			施設設置	利用定員	(施設方式の場合)概ね50人以上	(3)
	設備設置 (施設方式)	設備設置 (施設方式)	a.事務室	(3)	イ	(イ)
			b.宿泊室	(3)	イ	(イ)
			c.浴室またはシャワー室	(3)	イ	(イ)
			d.便所・洗面所	(3)	イ	(イ)
			e.湯茶サービスが提供できる設備	(3)	イ	(イ)
	職員配置 (施設方式)	職員配置 (施設方式)	施設長	(3)	ウ	
	利用手続	利用期間	夜間警備に必要な職員(非常勤可)	(3)	ウ	
			原則3か月以内	(3)	エ	(イ)
延長期間			(3)	エ	(イ)	
利用料			無料(原則)	(3)	エ	(ウ)
管理規則			管理規則違反による施設利用者の退所	(3)	エ	(オ)
留意事項	留意事項	利用者のプライバシー保護への配慮	(3)	オ		
ホームレス 総合相談 推進事業	巡回相談 指導等事業	巡回	路上等巡回し、面接や日常生活に関する相談等	※(1)	ア	(ア)
		記録・把握	相談員が相談記録を作成、生活状況等を把握	※(1)	ア	(イ)
		つなげる	相談結果を踏まえて関係機関につなげる	※(1)	ア	(ウ)
		衛生改善	必要に応じて付き添い、事務手続き支援等	※(1)	ア	(ウ)
	退所者等への 訪問相談	退所者等への 訪問相談	入浴、シャワー等のサービス提供	(1)	ア	(エ)
ホームレス 能力活用 推進事業	事業内容	事業内容	退所者に、定期的訪問、生活上の相談、地域生活の定着支援等	※(1)	イ	(ア)
		必要に応じて関係機関との連携による支援	※(1)	イ	(イ)	
		都市雑業的な仕事の情報収集、情報提供	※(4)	ア	(ア)	
事業者に対するホームレスに関する説明会等	※(4)	ア	(イ)			
都市雑業的な仕事に関する知識・技術の付与と講習手当の支給	※(4)	ア	(ウ)			

事業区分	大項目	中項目	小項目	照合	
共通	連携	相談	相談員	(1) エ (ア)	
			主任相談員	(1) エ (ア)	
			協議会(行政、支援団体、住民等で構成)の設置、協議、企画等	(1) ウ	
		福祉施策 実施機関	福祉事務所	保健所	(2) ア (イ)
					(3) ア (ア)
					(1) ア (ウ)
				医療機関職員	(2) ア (イ)
					(3) ア (エ)
					(1) エ (ア)
				医療機関	(1) エ (ア)
					(1) ア (ウ)
				精神保健福祉センター	(1) ア (ウ)
				公的年金、雇用保険等関係機関	(1) ア (ウ)
		社会福祉協議会	(3) ア (オ)		
		労働施策機関	公共職業安定所	(1) エ (エ)	
				(2) カ (オ)	
				(3) ア (オ)	
		民間団体	社会福祉士会	(1) エ (エ)	
				(1) エ (エ)	
				(2) カ (カ)	
		ボランティア団体等	ボランティア団体等	(1) エ (エ)	
				(1) エ (エ)	
				(1) エ (エ)	
		地域社会	民生委員	(1) エ (エ)	
				児童委員	(1) エ (エ)
				地域住民	(1) エ (エ)
				(2) カ (カ)	
施設間	施設管理者	(1) エ (エ)			
		他の自立支援センターとの情報交換等	(2) カ (キ)		

注1：表内の「照合」先は当該出典の参照項目を示す。表の見方については、66頁を参照。

注2：表内の「※」は各事業において固有と考えられる項目を示す。

出所：厚生労働省『社会的包摂・「絆」再生事業実施要領』（<http://www.mhlw.go.jp/topics/np0/03/10-09.html>）を基に作成。

図表 5-5 現行制度と施設の運用実態比較:シェルター借り上げ方式

事業区分	大項目	中項目	小項目	名古屋市 ビジネスホテル	兵庫県 ビジネスホテル (NPO支援)	京都市 簡易宿泊所	福岡市 無料低額宿 泊所		
ホームレス 自立支援事業 (センター)	事業内容	日常生活支援	宿所の提供	○	○	○	○		
			食事の提供	○	○	○	○		
			定期的な入浴	○	×	○	○		
			日用品の提供(下着等の支給等)	※	×	○	○		
			定期的な健康診断、健康医療相談、必要な場合は医療の確保	※	×	×	○	○	
			利用開始時ガイダンス	※	×	○	○	○	
			就職支援	自立支援プログラム作成、定期的な状況把握、見直し	※	×	×	○	○
				就労意欲を向上させるための相談・指導等	×	○	×	○	
				自立を阻害する要因除去や社会生活へ復帰するための指導援助	※	×	×	○	○
				職業相談	※	×	×	×	○
		求人開拓		※	×	×	×	○	
		就職時の保証人の確保等		※	×	×	×	×	
		就職内定者に対する社会生活習慣等の指導		※	×	×	×	×	
		住宅保証人の確保		※	×	×	×	○	
		低廉な家賃の賃貸住宅の募集情報提供等		※	×	×	×	○	
		就職直後の定期的な相談員訪問・支援	※	×	×	×	×		
		施設配置	定員数	定員数別(a通常型、bサテライト型、c小規模型、d賃貸住宅型)	20名	70名	30名	20名	
				防災	年2回以上の避難訓練	—	—	○	○
			設備	a.事務室	×	×	○	○	
	b.生活相談・職業相談室			※	×	×	○		
	c.保健室			※	×	×	○		
	d.居室			○	○	○	○		
	e.洗濯室			×	×	○	○		
	f.教養娯楽室			×	×	○	○		
	g.浴室			○	○	○	○		
	h.便所・洗面所			○	○	○	○		
	職員配置	職員配置	a.施設長	×	×	○	○		
			b.事務員	×	×	○	○		
			c.生活相談指導員	※	×	○	○		
			d.(嘱託医師)	※	×	○	×		
			e.(看護師)	※	×	○	×		
			f.(職業相談員)	※	×	×	×		
			g.主任生活相談指導員	※	×	×	○		
h.社会福祉士			※	×	×	○			
i.精神保健福祉士または臨床心理士			※	×	×	○			
j.保健師			※	×	×	×			
宿日直員			×	×	○	○			
利用対象者	利用対象者	就労意欲がある者、稼働能力がある者	×	×	×	×			
	利用期間	6か月以内(原則)	1日	1か月	7日	3か月			
利用手続	延長期間	—	1日	—	7日	—			
	利用料	無料(原則)	○	○	○	○			
	規則	管理規則(施設利用、管理等)の違反による施設利用者の退所	—	—	○	○			
留意事項	留意事項	利用者のプライバシー保護への配慮	○	○	○	○			

事業区分	大項目	中項目	小項目	名古屋 ビジネスホテル	兵庫県 ビジネスホテル (NPO支援)	京都市 簡易宿泊所	福岡市 無料低額宿 泊所	
ホームレス 緊急一時 宿泊事業 (シェルター)	事業内容	施設方式	緊急一時的な宿泊場所の提供	○	○	○	○	
			自立のための相談・指導等の支援提供	×	○	×	○	
			就労支援、就労関連情報提供	×	×	×	○	
			福祉サービスが必要な者に助言・指導	※	×	○	×	○
			健康診断実施の配慮	×	×	×	○	
			雇用と住居を同時に失った者への支援	※	×	○	○	
			入所者への定期的な訪問	※	×	△	×	○
			生活上の相談・助言等	※	×	○	×	○
			自立のための支援・指導等	×	○	×	○	
			借上げ方式	×	○	×	○	
	施設設置	利用定員 設備設置 (施設方式)	(施設方式の場合)概ね50人以上	×	○	×	○	
			a.事務室	×	×	×	○	
			b.宿泊室	○	○	○	○	
			c.浴室またはシャワー室	○	○	○	○	
d.便所・洗面所			○	○	○	○		
職員配置 (施設方式)	職員配置 (施設方式)	施設長	×	×	○	○		
		夜間警備に必要な職員(非常勤可)	×	×	○	○		
利用手続	利用期間	原則3か月以内	1日	1か月	7日	3か月		
		延長期間	1日	—	7日	—		
		利用料	無料(原則)	×	○	○	○	
留意事項	留意事項	管理規則違反による施設利用者の退所	—	—	○	○		
		利用者のプライバシー保護への配慮	○	○	○	○		
ホームレス 総合相談 推進事業	巡回相談 指導等事業	巡回	路上等巡回し、面接や日常生活に関する相談等	※	×	○	×	○
		記録・把握	相談員が相談記録を作成、生活状況等を把握	※	×	○	×	×
		つなげる	相談結果を踏まえて関係機関につなげる	※	×	○	×	○
		必要に応じて付き添い、事務手続き支援等	※	×	○	×	○	
	衛生改善	入浴、シャワー等のサービス提供	×	×	○	×	○	
退所者等への 訪問相談	退所者等への 訪問相談	退所者に、定期的訪問、生活上の相談、地域生活の定着支援等	※	×	△	×	○	
		必要に応じて関係機関との連携による支援	※	×	○	×	○	
ホームレス 能力活用 推進事業	事業内容	都市雑業的な仕事の情報収集、情報提供	※	×	×	×	○	
		事業者に対するホームレスに関する説明会等	※	×	×	×	○	
		都市雑業的な仕事に関する知識・技術の付与と講習手当の支給	※	×	×	×	○	
ホームレス 共通	連携	相談	相談員	×	○	○	○	
			主任相談員	×	○	×	○	
			協議会(行政、支援団体、住民等で構成)の設置、協議、企画等	×	○	×	○	
		福祉施策 実施機関	福祉事務所	○	○	○	○	
			保健所	×	○	×	×	
			医療機関職員	×	○	×	○	
			医療機関	×	○	×	○	
			精神保健福祉センター	×	○	×	○	
			公的年金、雇用保険等関係機関	×	○	×	○	
			社会福祉協議会	×	○	×	○	
		労働施策機関	公共職業安定所	×	○	×	○	
			民間団体	×	○	×	○	
		地域社会	社会福祉士会	×	○	×	○	
			NPO法人	×	○	×	○	
			ボランティア団体等	×	○	×	○	
			民生委員	×	○	×	○	
			児童委員	×	○	×	○	
			地域住民	×	○	×	○	
			施設管理者	×	○	×	○	
		施設間	他の自立支援センターとの情報交換等	×	×	○	×	

注1: 表内の「※」は各事業において固有と考えられる項目を示す。シェルター事業以外の欄についても、機能の有無として○×を記載。
注2: 福岡市の無料低額宿泊所は、巡回相談は委託事業ではなく独自の活動として行い、市の巡回相談と連携している。兵庫県のシェルター
借り上げ方式の利用者を支援している NPO 法人は、巡回相談事業ではないが、市の巡回相談員と連携して野宿場所に巡回訪問している。
出所: 本事業のヒアリング調査

図表 5-6 現行制度と施設の運用実態比較:シェルター施設方式

事業区分	大項目	中項目	小項目	大阪市 あいりん シェルタ	大阪市 三徳生活 ケアセンター	名古屋市 一時保護 事業	名古屋市 名城シェルタ	
ホームレス 自立支援事業 (センター)	事業内容	日常生活支援	宿所の提供	○	○	○	○	
			食事の提供	×	○	○	○	
			定期的な入浴	×	○	○	○	
			日用品の提供(下着等の支給等)	※	○	○	○	
			定期的な健康診断、健康医療相談、必要な場合は医療の確保	※	○	○	△	○
			利用開始時ガイダンス	※	×	○	○	○
		就職支援	自立支援プログラム作成、定期的な状況把握、見直し	※	△	×	×	○
			就労意欲を向上させるための相談・指導等	※	△	○	○	○
			自立を阻害する要因除去や社会生活へ復帰するための指導援助	※	△	○	○	○
			職業相談	※	△	○	×	○
			求人開拓	※	△	×	×	×
			就職時の保証人の確保等	※	△	△	×	×
			就職内定者に対する社会生活習慣等の指導	※	×	×	○	○
			住宅保証人の確保	※	×	△	×	○
			低廉な家賃の賃貸住宅の募集情報提供等	※	△	△	×	○
			就職直後の定期的な相談員訪問・支援	※	×	×	×	×
	施設配置	定員数	定員数別(a通常型、bサテライト型、c小規模型、d賃貸住宅型)	600名	204名	50名	200名	
			防災	年2回以上のセンターの避難訓練	○	○	○	○
		設備	a.事務室	○	○	○	○	
			b.生活相談・職業相談室	※	○	○	○	
			c.保健室	※	×	×	○	
			d.居室	○	○	○	○	
			e.洗濯室	×	○	○	○	
			f.教養娯楽室	×	×	○	○	
	g.浴室	△	○	○	○			
	h.便所・洗面所	△	○	○	○			
	職員配置	職員配置	a.施設長	○	○	○	○	
			b.事務員	○	○	○	○	
			c.生活相談指導員	※	×	○	○	
			d.(嘱託医師)	※	×	×	○	
			e.(看護師)	※	×	○	○	
			f.(職業相談員)	※	×	×	×	
			g.主任生活相談指導員	※	×	×	○	
h.社会福祉士			※	×	×	○		
i.精神保健福祉士または臨床心理士			※	×	△	○		
j.保健師			※	×	×	○		
宿日直員			×	○	○	○		
利用対象者	利用対象者	就労意欲がある者、稼働能力がある者	○	△	○	○		
	利用期間	6か月以内(原則)	1日	2週間	2週間	6か月		
利用手続	延長期間	—	—	—	2週間	1か月ずつ		
	利用料	無料(原則)	○	○	○	○		
	規則	管理規則(施設利用、管理等)の違反による施設利用者の退所	○	○	○	○		
留意事項	留意事項	利用者のプライバシー保護への配慮	—	○	○	○		

事業区分	大項目	中項目	小項目	大阪市 あいりん シェルタ	大阪市 三徳生活 ケアセンター	名古屋市 一時保護 事業	名古屋市 名城シェルタ		
ホームレス 緊急一時 宿泊事業 (シェルター)	事業内容	施設方式	緊急一時的な宿泊場所の提供	○	○	○	○		
			自立のための相談・指導等の支援提供	△	○	○	○		
			就労支援、就労関連情報提供	△	×	○	○		
			福祉サービスが必要な者に助言・指導	※	△	○	○	○	
			健康診断実施の配慮	○	○	○	○		
			雇用と住居を同時に失った者への支援	※	△	×	○	○	
			借り上げ方式	入所者への定期的な訪問	※	—	—	—	—
				生活上の相談・助言等	※	—	—	—	—
				自立のための支援・指導等	—	—	—	—	
				施設設置	利用定員 (施設方式の場合)概ね50人以上	○	○	○	○
	設備設置 (施設方式)	a事務室	○	○	○	○			
		b宿泊室	○	○	○	○			
		c浴室またはシャワー室	○	○	○	○			
		d便所・洗面所	△	○	○	○			
		e湯茶サービスが提供できる設備	○	○	○	○			
	職員配置 (施設方式)	職員配置 (施設方式)	施設長	○	○	○	○		
			夜間警備に必要な職員(非常勤可)	○	○	○	○		
	利用手続	利用期間	原則3か月以内	1日	2週間	2週間	6か月		
			延長期間	—	—	2週間	1か月ずつ		
		利用料	無料(原則)	○	○	○	○		
管理規則		管理規則違反による施設利用者の退所	×	○	○	○			
留意事項	留意事項	利用者のプライバシー保護への配慮	—	○	○	○			
ホームレス 総合相談 推進事業	巡回相談 指導等事業	巡回	路上等巡回し、面接や日常生活に関する相談等	※	×	○	×		
		記録・把握	相談員が相談記録を作成、生活状況等を把握	※	×	○	×		
		つなげる	相談結果を踏まえて関係機関につなげる	※	×	○	×		
			必要に応じて付き添い、事務手続き支援等	※	×	○	×		
			入浴、シャワー等のサービス提供	×	○	×	×		
	退所者等への 訪問相談	退所者等への 訪問相談	退所者に、定期的訪問、生活上の相談、地域生活の定着支援等	※	×	×	×		
		必要に応じて関係機関との連携による支援	※	△	○	×			
ホームレス 能力活用 推進事業 共通	事業内容	事業内容	都市雑業的な仕事の情報収集、情報提供	※	△	×	×		
			事業者に対するホームレスに関する説明会等	※	△	×	×		
			都市雑業的な仕事に関する知識・技術の付与と講習手当の支給	※	△	×	×		
			相談	相談員	○	○	○	○	
連携	相談	主任相談員	×	○	○	○			
		協議会(行政、支援団体、住民等で構成)の設置、協議、企画等	○	○	×	×			
		福祉施策 実施機関	福祉事務所	○	○	○	○		
		保健所	○	○	△	○			
		医療機関職員	○	○	○	×			
		医療機関	○	○	○	×			
		精神保健福祉センター	○	○	×	×			
		公的年金、雇用保険等関係機関	○	×	△	×			
		社会福祉協議会	○	○	○	○			
	労働施策機関	公共職業安定所	○	○	△	○			
	民間団体	社会福祉士会	×	×	×	×			
		NPO法人	○	○	△	○			
		ボランティア団体等	○	○	×	×			
地域社会	民生委員	×	×	×	×				
	児童委員	×	×	×	×				
	地域住民	○	○	○	×				
	施設管理者	×	○	×	×				
施設間	他の自立支援センターとの情報交換等	○	○	○	○				

注：表内の「※」は各事業において固有と考えられる項目を示す。シェルター事業以外の欄についても、機能の有無として○×を記載。
出所：本事業のヒアリング調査

図表 5-7 現行制度と施設の運用実態比較:自立支援センター(1)

事業区分	大項目	中項目	小項目	仙台市 清流ホーム	東京都・23 区 文京寮	川崎市 日進町	川崎市 下野毛			
ホームレス 自立支援事業 (センター)	事業内容	日常生活支援	宿所の提供	○	○	○	○			
			食事の提供	○	○	○	○			
			定期的な入浴	○	○	○	○			
			日用品の提供(下着等の支給等)	※	○	○	○			
			定期的な健康診断、健康医療相談、必要な場合は医療の確保	※	○	○	○	○		
			利用開始時ガイダンス	※	○	○	○	○		
		就職支援	自立支援プログラム作成、定期的な状況把握、見直し	※	○	○	○	○		
			就労意欲を向上させるための相談・指導等	○	○	○	○			
			自立を阻害する要因除去や社会生活へ復帰するための指導援助	※	○	○	○	○		
			職業相談	※	○	○	○	○		
			求人開拓	※	○	×	×	×		
			就職時の保証人の確保等	※	△	×	×	×		
			就職内定者に対する社会生活習慣等の指導	※	○	○	×	×		
			住宅保証人の確保	※	×	×	×	△		
			低廉な家賃の賃貸住宅の募集情報提供等	※	○	○	○	×		
	就職直後の定期的な相談員訪問・支援	※	○	○	×	×				
	施設配置	定員数	定員数別(a通常型、bサテライト型、c小規模型、d賃貸住宅型)		50名	120名	82名	40名		
		防災 設備	年2回以上のセンターの避難訓練		○	○	×	○		
			a事務室		○	○	○	○		
			b生活相談・職業相談室	※	○	○	○	○		
			c保健室	※	○	○	○	○		
			d居室		○	○	○	○		
			e洗濯室		○	○	○	○		
			f教養娯楽室		○	○	○	×		
			g浴室		○	○	○	○		
			h便所・洗面所		○	○	○	○		
			職員配置	職員配置	a施設長		○	○	○	○
					b事務員		○	○	○	○
					c生活相談指導員	※	○	○	○	○
	d(嘱託医師)	※			○	○	×	×		
	e(看護師)	※			○	○	○	○		
	f(職業相談員)	※			×	○	×	×		
	g主任生活相談指導員	※			○	○	○	○		
h社会福祉士	※	×			○	○	○			
i精神保健福祉士または臨床心理士	※	×			○	×	○			
j保健師	※	×			×	×	×			
宿日直員		○	○	○	○					
利用対象者	利用対象者	就労意欲がある者、稼働能力がある者	×	○	○	×				
利用手続	利用期間	6か月以内(原則)		90日	6か月	90日	3か月			
	延長期間	—		1~3か月	1か月	30日間単位	3か月			
	利用料	無料(原則)		○	○	○	○			
	規則	管理規則(施設利用、管理等)の違反による施設利用者の退所		○	○	○	○			
留意事項	留意事項	利用者のプライバシー保護への配慮		○	○	×	○			

事業区分	大項目	中項目	小項目	仙台市 清流ホーム	東京都・23 区 文京寮	川崎市 日進町	川崎市 下野毛		
ホームレス 緊急一時 宿泊事業 (シェルター)	事業内容	施設方式	緊急一時的な宿泊場所の提供	○	○	○	○		
			自立のための相談・指導等の支援提供	○	○	○	○		
			就労支援、就労関連情報提供	○	○	○	○		
			福祉サービスが必要な者に助言・指導	※	○	○	○		
			健康診断実施の配慮	○	○	○	○		
			雇用と住居を同時に失った者への支援	※	○	○	○		
			借り上げ方式	入所者への定期的な訪問	※	○	○	×	○
	施設設置	利用定員 設備設置 (施設方式)	(施設方式の場合)概ね50人以上	○	○	○	×		
			a事務室	○	○	○	○		
			b宿泊室	○	○	○	○		
			c浴室またはシャワー室	○	○	○	○		
			d便所・洗面所	○	○	○	○		
			e湯茶サービスが提供できる設備	○	○	○	○		
	職員配置 (施設方式)	職員配置 (施設方式)	施設長	○	○	○	○		
			夜間警備に必要な職員(非常勤可)	×	×	×	×		
	利用手続	利用期間	原則3か月以内	90日	1か月	90日	3か月		
			延長期間	1~3か月	1か月	30日間単位	3か月		
利用料		無料(原則)	○	○	○	○			
管理規則		管理規則違反による施設利用者の退所	○	○	○	○			
ホームレス 総合相談 推進事業	留意事項	留意事項	利用者のプライバシー保護への配慮	○	○	×	○		
			巡回	路上等巡回し、面接や日常生活に関する相談等	※	○	○	×	○
			記録・把握 つなげる	相談員が相談記録を作成、生活状況等を把握	※	○	○	×	○
			相談結果を踏まえて関係機関につなげる	※	○	○	×	○	
	衛生改善	必要に応じて付き添い、事務手続き支援等	※	○	○	×	○		
	退所者等への 訪問相談	退所者等への 訪問相談	入浴、シャワー等のサービス提供	○	○	×	○		
			退所者に、定期的訪問、生活上の相談、地域生活の定着支援等	※	○	○	×	○	
ホームレス 能力活用 推進事業 共通	事業内容	事業内容	必要に応じて関係機関との連携による支援	※	○	○	○		
			都市雑業的な仕事の情報収集、情報提供	※	×	×	×	×	
			事業者に対するホームレスに関する説明会等	※	×	×	×	×	
共通	連携	相談	都市雑業的な仕事に関する知識・技術の付与と講習手当の支給	※	×	×	×		
			相談員	○	○	○	○		
			主任相談員	○	○	○	○		
			協議会(行政、支援団体、住民等で構成)の設置、協議、企画等	○	○	○	○		
			福祉施策 実施機関	福祉事務所	○	○	○	○	
				保健所	○	○	○	×	
				医療機関職員	○	×	×	×	
				医療機関	○	○	○	○	
				精神保健福祉センター	○	×	×	×	
				公的年金、雇用保険等関係機関	○	○	×	×	
			労働施策機関	社会福祉協議会	○	×	×	×	
				公共職業安定所	○	○	○	○	
				民間団体	社会福祉士会	×	×	×	×
			地域社会	NPO法人	○	○	○	○	
				ボランティア団体等	○	×	○	×	
				民生委員	×	○	×	×	
				児童委員	×	○	×	×	
				地域住民	×	○	×	×	
				施設管理者	○	×	×	×	
			施設間	他の自立支援センターとの情報交換等	×	○	○	○	

注1：東京都・23区の定員数は、自立支援センターの通常型として70名、自立支援住宅（施設外）に50名である。シェルターについて利用定員は50名以上となっているが借り上げ方式であり、5ブロック全体で125戸（文京寮については10戸）確保している。

注2：表内の「※」は各事業において固有と考えられる項目を示す。自立支援センター以外の欄についても、機能の有無として○×を記載。出所：本事業のヒアリング調査

図表 5-8 現行制度と施設の運用実態比較:自立支援センター(2)

事業区分	大項目	中項目	小項目	横浜市 はまかぜ	名古屋市 なかむら	名古屋市 あつた	京都市 十條	
ホームレス 自立支援事業 (センター)	事業内容	日常生活支援	宿所の提供	○	○	○	○	
			食事の提供	○	○	○	○	
			定期的な入浴	○	○	○	○	
			日用品の提供(下着等の支給等)	※	○	○	○	
			定期的な健康診断、健康医療相談、必要な場合は医療の確保	※	○	○	△	○
			利用開始時ガイダンス	※	○	○	○	○
		就職支援	自立支援プログラム作成、定期的な状況把握、見直し	※	○	○	○	×
			就労意欲を向上させるための相談・指導等	○	○	○	○	
			自立を阻害する要因除去や社会生活へ復帰するための指導援助	※	○	○	○	○
			職業相談	※	○	○	○	○
			求人開拓	※	×	○	○	×
			就職時の保証人の確保等	※	×	×	×	×
			就職内定者に対する社会生活習慣等の指導	※	×	○	○	×
			住宅保証人の確保	※	×	×	×	×
			低廉な家賃の賃貸住宅の募集情報提供等	※	×	○	○	○
	就職直後の定期的な相談員訪問・支援		※	×	○	○	×	
	施設配置	定員数	定員数別(a通常型、bサテライト型、c小規模型、d賃貸住宅型)	250名	72名	86名	30名	
		防災 設備	年2回以上のセンターの避難訓練	○	○	○	○	
		a事務室		○	○	○	○	
		b生活相談・職業相談室	※	○	○	○	○	
		c保健室	※	○	○	○	×	
		d居室		○	○	○	○	
		e洗濯室		○	○	○	×	
		f教養娯楽室		○	○	○	○	
		g浴室		○	○	○	○	
		h便所・洗面所		○	○	○	○	
	職員配置	職員配置	a施設長		○	○	○	○
			b事務員		○	○	○	○
			c生活相談指導員	※	○	○	○	○
			d(嘱託医師)	※	×	○	○	○
			e(看護師)	※	○	○	○	×
			f(職業相談員)	※	×	○	○	×
			g主任生活相談指導員	※	×	○	○	×
h社会福祉士			※	○	○	○	○	
i精神保健福祉士または臨床心理士			※	○	○	○	○	
j保健師			※	×	×	×	×	
宿日直員				○	○	○	○	
利用対象者			利用対象者	就労意欲がある者、稼働能力がある者	○	○	○	○
利用手続	利用期間	6か月以内(原則)	1か月	6か月	6か月	6か月		
	延長期間	—	最大12か月	1か月単位	1か月単位	—		
	利用料	無料(原則)	○	○	○	○		
	規則	管理規則(施設利用、管理等)の違反による施設利用者の退所	○	○	○	○		
留意事項	留意事項	利用者のプライバシー保護への配慮	×	○	○	○		

事業区分	大項目	中項目	小項目	横浜市 はまかぜ	名古屋市 なかむら	名古屋市 あつた	京都市 十條	
ホームレス 緊急一時 宿泊事業 (シェルター)	事業内容	施設方式	緊急一時的な宿泊場所の提供	○	×	△	×	
			自立のための相談・指導等の支援提供	○	○	○	○	
			就労支援、就労関連情報提供	○	○	○	○	
			福祉サービスが必要な者に助言・指導	※	○	○	×	
			健康診断実施の配慮	○	○	○	○	
			雇用と住居を同時に失った者への支援	※	○	○	○	
		借り上げ方式	入所者への定期的な訪問	※	○	○	○	○
			生活上の相談・助言等	※	○	○	○	○
			自立のための支援・指導等	○	○	○	○	
			(施設方式の場合)概ね50人以上	○	○	○	×	
	施設設置	利用定員 設備設置 (施設方式)	a事務室	○	○	○	○	
			b宿泊室	○	○	○	○	
			c浴室またはシャワー室	○	○	○	○	
			d便所・洗面所	○	○	○	○	
e湯茶サービスが提供できる設備			○	○	○	×		
職員配置 (施設方式)	職員配置 (施設方式)	施設長	○	○	○	○		
		夜間警備に必要な職員(非常勤可)	○	○	○	×		
利用手続	利用期間	原則3か月以内	1か月	6か月	6か月	6か月		
		延長期間	最大12か月	1か月単位	1か月単位	—		
	利用料	無料(原則)	○	○	○	○		
	管理規則	管理規則違反による施設利用者の退所	○	○	○	○		
留意事項	留意事項	利用者のプライバシー保護への配慮	×	○	○	○		
ホームレス 総合相談 推進事業	巡回相談 指導等事業	巡回	※	○	×	×	×	
		記録・把握	※	○	×	×	×	
		つなげる	※	○	×	×	×	
		必要に応じて付き添い、事務手続き支援等	※	○	×	×	×	
	衛生改善	入浴、シャワー等のサービス提供	○	×	×	×		
退所者等への 訪問相談	退所者等への 訪問相談	退所者に、定期的訪問、生活上の相談、地域生活の定着支援等	※	○	○	○		
ホームレス 能力活用 推進事業 共通	事業内容	必要に応じて関係機関との連携による支援	※	○	○	○		
		都市雑業的な仕事の情報収集、情報提供	※	×	○	○	×	
		事業者に対するホームレスに関する説明会等	※	×	○	○	×	
		都市雑業的な仕事に関する知識・技術の付与と講習手当の支給	※	×	○	○	×	
連携	相談	相談員	○	○	○	○		
		主任相談員	×	○	○	×		
		協議会(行政、支援団体、住民等で構成)の設置、協議、企画等	×	○	○	×		
	福祉施策 実施機関	福祉事務所	○	○	○	○		
		保健所	×	○	○	×		
		医療機関職員	○	○	○	×		
		医療機関	○	○	○	○		
		精神保健福祉センター	×	△	△	×		
		公的年金、雇用保険等関係機関	×	○	○	×		
	社会福祉協議会	×	○	○	○			
	労働施策機関	公共職業安定所	○	○	○	○		
	民間団体	社会福祉士会	×	×	×	×		
		NPO法人	×	△	△	×		
		ボランティア団体等	×	×	×	×		
	地域社会	民生委員	×	×	○	×		
		児童委員	×	×	○	×		
		地域住民	×	×	○	×		
施設管理者		×	×	×	×			
施設間	他の自立支援センターとの情報交換等	×	○	○	○			

注：表内の「※」は各事業において固有と考えられる項目を示す。自立支援センター以外の欄についても、機能の有無として○×を記載。
出所：本事業のヒアリング調査

図表 5-9 現行制度と施設の運用実態比較:自立支援センター(3)

事業区分	大項目	中項目	小項目	大阪市舞洲1	大阪市舞洲2	大阪市大淀	大阪市西成		
ホームレス自立支援事業(センター)	事業内容	日常生活支援	宿所の提供	○	○	○	○		
			食事の提供	○	○	○	○		
			定期的な入浴	○	○	○	○		
			日用品の提供(下着等の支給等)	※	○	○	○		
			定期的な健康診断、健康医療相談、必要な場合は医療の確保	※	○	○	○	○	
		利用開始時ガイダンス	※	○	○	○	○		
		就職支援	自立支援プログラム作成、定期的な状況把握、見直し	※	○	○	○	○	
			就労意欲を向上させるための相談・指導等		○	○	○	○	
			自立を阻害する要因除去や社会生活へ復帰するための指導援助	※	○	○	○	○	
			職業相談	※	○	○	○	○	
			求人開拓	※	×	○	○	○	
			就職時の保証人の確保等	※	×	○	○	○	
			就職内定者に対する社会生活習慣等の指導	※	×	○	○	○	
			住宅保証人の確保	※	×	○	○	○	
			低廉な家賃の賃貸住宅の募集情報提供等	※	×	○	○	○	
			就職直後の定期的な相談員訪問・支援	※	×	○	○	○	
		施設配置	定員数	定員数別(a通常型、bサテライト型、c小規模型、d賃貸住宅型)	100名	90名	90名	70名	
				防災	年2回以上のセンターの避難訓練	○	○	○	○
			設備	a事務室		○	○	○	○
	b生活相談・職業相談室			※	○	○	○	○	
	c保健室			※	○	○	×	×	
	d居室				○	○	○	○	
	e洗濯室				○	○	△	○	
	f教養娯楽室				○	○	○	×	
	g浴室				○	○	○	○	
	h便所・洗面所				○	○	○	○	
	職員配置		職員配置	a施設長		○	○	○	○
				b事務員		○	○	○	○
		c生活相談指導員		※	○	○	○	○	
		d(嘱託医師)		※	○	○	○	○	
		e(看護師)		※	○	○	○	○	
		f(職業相談員)		※	×	○	○	○	
		g主任生活相談指導員		※	×	×	×	×	
		h社会福祉士		※	○	○	○	○	
		i精神保健福祉士または臨床心理士		※	○	○	○	○	
		j保健師		※	×	×	○	○	
		宿日直員			○	○	○	○	
	利用対象者	利用対象者	就労意欲がある者、稼働能力がある者	○	○	○	○		
		利用期間	6か月以内(原則)	2か月	3か月	3か月	3か月		
	利用手続	延長期間	—	—	3か月	3か月	3か月		
		利用料	無料(原則)	○	○	○	○		
規則		管理規則(施設利用、管理等)の違反による施設利用者の退所	○	○	○	○			
留意事項	留意事項	利用者のプライバシー保護への配慮	○	○	○	○			

事業区分	大項目	中項目	小項目	大阪市舞洲1	大阪市舞洲2	大阪市大淀	大阪市西成	
ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター)	事業内容	施設方式	緊急一時的な宿泊場所の提供	×	△	△	○	
			自立のための相談・指導等の支援提供	○	○	○	○	
			就労支援、就労関連情報提供	○	○	○	○	
			福祉サービスが必要な者に助言・指導	※	○	○	○	
			健康診断実施の配慮	○	○	○	○	
		雇用と住居を同時に失った者への支援	※	○	○	○		
		借り上げ方式	入所者への定期的な訪問	※	×	○	○	○
			生活上の相談・助言等	※	○	○	○	○
			自立のための支援・指導等	○	○	○	○	
			施設設置	利用定員 設備設置(施設方式)	(施設方式の場合)概ね50人以上	○	○	○
	a事務室				○	○	○	○
	b宿泊室	○			○	○	○	
	c浴室またはシャワー室	○			○	○	○	
	d便所・洗面所	○			○	○	○	
	e湯茶サービスが提供できる設備	○	○	○	○			
職員配置(施設方式)	職員配置(施設方式)	施設長	○	○	○	○		
		夜間警備に必要な職員(非常勤可)	○	○	○	○		
利用手続	利用期間	原則3か月以内	2か月	3か月	3か月	3か月		
		延長期間	—	3か月	3か月	3か月		
	利用料	無料(原則)	○	○	○	○		
	管理規則	管理規則違反による施設利用者の退所	○	○	○	○		
留意事項	留意事項	利用者のプライバシー保護への配慮	○	○	○	○		
ホームレス総合相談推進事業	巡回相談指導等事業	巡回	路上等巡回し、面接や日常生活に関する相談等	※	×	×	×	
		記録・把握	相談員が相談記録を作成、生活状況等を把握	※	×	×	×	
		つなげる	相談結果を踏まえて関係機関につなげる	※	×	×	×	
		必要に応じて付き添い、事務手続き支援等	※	×	×	×		
	衛生改善	入浴、シャワー等のサービス提供	×	×	×	×		
退所者等への訪問相談	退所者等への訪問相談	退所者に、定期的訪問、生活上の相談、地域生活の定着支援等	※	○	○	○		
ホームレス能力活用推進事業	事業内容	必要に応じて関係機関との連携による支援	※	○	○	○		
		都市雑業的な仕事の情報収集、情報提供	※	×	×	×		
		事業者に対するホームレスに関する説明会等	※	×	×	×		
		都市雑業的な仕事に関する知識・技術の付与と講習手当の支給	※	×	×	×		
		相談員	相談員	○	○	○	○	
ホームレス能力活用推進事業共通	連携	相談	主任相談員	×	×	○	×	
			協議会(行政、支援団体、住民等で構成)の設置、協議、企画等	×	○	×	×	
			福祉施策実施機関	福祉事務所	○	○	○	○
	福祉施策実施機関	保健所	○	○	○	○		
		医療機関職員	○	○	○	○		
		医療機関	○	○	○	○		
		精神保健福祉センター	○	△	×	○		
		公的年金、雇用保険等関係機関	○	○	×	○		
		社会福祉協議会	○	○	○	△		
		労働施策機関	公共職業安定所	○	○	○	○	
	民間団体	社会福祉士会	社会福祉士会	×	×	×	×	
			NPO法人	○	○	○	○	
			ボランティア団体等	×	×	○	×	
	地域社会	民生委員	民生委員	×	○	△	×	
			児童委員	×	○	×	×	
地域住民			×	○	△	○		
施設管理者			○	○	○	○		
施設間			他の自立支援センターとの情報交換等	○	○	○	○	

注：表内の「※」は各事業において固有と考えられる項目を示す。自立支援センター以外の欄についても、機能の有無として○×を記載。
出所：本事業のヒアリング調査

図表 5-10 現行制度と施設の運用実態比較:自立支援センター(4)

事業区分	大項目	中項目	小項目	北九州市 自立支援 センター	福岡市 就労自立 センター	福岡市 福祉 センター	福岡市 アセスメント センター		
ホームレス 自立支援事業 (センター)	事業内容	日常生活支援	宿所の提供	○	○	○	○		
			食事の提供	○	○	○	○		
			定期的な入浴	○	○	○	○		
			日用品の提供(下着等の支給等)	※	○	○	○		
			定期的な健康診断、健康医療相談、必要な場合は医療の確保	※	○	○	○		
			利用開始時ガイダンス	※	○	○	○		
			就職支援	自立支援プログラム作成、定期的な状況把握、見直し	※	○	○	×	×
				就労意欲を向上させるための相談・指導等		○	○	○	×
				自立を阻害する要因除去や社会生活へ復帰するための指導援助	※	○	○	×	×
		職業相談		※	○	○	×	×	
		求人開拓		※	○	○	×	×	
		就職時の保証人の確保等		※	○	×	×	×	
		就職内定者に対する社会生活習慣等の指導		※	○	○	×	×	
		住宅保証人の確保		※	○	×	×	×	
		低廉な家賃の賃貸住宅の募集情報提供等		※	○	○	○	×	
		就職直後の定期的な相談員訪問・支援		※	○	×	×	×	
		施設配置	定員数	定員数別(a通常型、bサテライト型、c小規模型、d賃貸住宅型)	年間100名	50名	8名	8名	
			防災	年2回以上のセンターの避難訓練	○	×	×	×	
			設備	a事務室		○	○	○	○
	b生活相談・職業相談室			※	○	○	○	○	
	c保健室			※	○	○	×	×	
	d居室				○	○	○	○	
	e洗濯室				○	○	×	○	
	f教養娯楽室				○	○	×	○	
	g浴室				○	○	×	○	
	h便所・洗面所				○	○	×	○	
	職員配置		職員配置	a施設長		○	○	○	○
				b事務員		○	○	×	○
				c生活相談指導員	※	○	○	○	○
				d(嘱託医師)	※	○	○	×	×
		e(看護師)		※	○	○	×	×	
		f(職業相談員)		※	○	○	×	×	
		g主任生活相談指導員		※	○	○	×	○	
h社会福祉士		※		○	×	×	×		
i精神保健福祉士または臨床心理士		※		○	×	×	×		
j保健師		※		×	×	×	×		
宿日直員				○	○	×	×		
利用対象者		利用対象者		就労意欲がある者、稼働能力がある者	○	○	○	○	
利用手続	利用期間	6か月以内(原則)	6か月	6か月	60日間	1か月			
	延長期間	—	1か月単位	1か月単位	90日間	2か月			
	利用料	無料(原則)	○	○	○	○			
	規則	管理規則(施設利用、管理等)の違反による施設利用者の退所	○	○	○	○			
留意事項	留意事項	利用者のプライバシー保護への配慮	○	○	○	○			

事業区分	大項目	中項目	小項目	北九州市 自立支援 センター	福岡市 就労自立 センター	福岡市 福祉 センター	福岡市 アセスメント センター	
ホームレス 緊急一時 宿泊事業 (シェルター)	事業内容	施設方式	緊急一時的な宿泊場所の提供	△	×	○	×	
			自立のための相談・指導等の支援提供	○	○	○	○	
			就労支援、就労関連情報提供	○	○	○	×	
			福祉サービスが必要な者に助言・指導	※	○	○	○	
			健康診断実施の配慮	○	○	○	○	
			雇用と住居を同時に失った者への支援	※	○	○	○	×
		借り上げ方式	入所者への定期的な訪問	※	○	○	○	○
			生活上の相談・助言等	※	○	○	○	○
			自立のための支援・指導等	○	○	○	○	
	施設設置	利用定員 設備設置 (施設方式)	(施設方式の場合)概ね50人以上	○	○	×	×	
			a事務室	○	○	○	○	
			b宿泊室	○	○	○	○	
			c浴室またはシャワー室	○	○	×	○	
			d便所・洗面所	○	○	×	○	
	e湯茶サービスが提供できる設備	○	○	○	○			
	職員配置 (施設方式)	職員配置 (施設方式)	施設長	○	○	○	○	
			夜間警備に必要な職員(非常勤可)	○	○	×	×	
	利用手続	利用期間	原則3か月以内	6か月	6か月	60日間	1か月	
延長期間			1か月単位	1か月単位	90日間	2か月		
利用料		無料(原則)	○	○	○	○		
管理規則		管理規則違反による施設利用者の退所	○	○	○	○		
留意事項	留意事項	利用者のプライバシー保護への配慮	○	○	○	○		
ホームレス 総合相談 推進事業	巡回相談 指導等事業	巡回	路上等巡回し、面接や日常生活に関する相談等	※	○	×	×	
		記録・把握	相談員が相談記録を作成、生活状況等を把握	※	○	×	×	
		つなげる	相談結果を踏まえて関係機関につなげる	※	○	×	×	
			必要に応じて付き添い、事務手続き支援等	※	○	×	×	
		衛生改善	入浴、シャワー等のサービス提供	○	×	×	×	
	退所者等への 訪問相談	退所者等への 訪問相談	退所者に、定期的訪問、生活上の相談、地域生活の定着支援等	※	○	×	○	
		必要に応じて関係機関との連携による支援	※	○	×	×		
ホームレス 能力活用 推進事業 共通	事業内容	都市雑業的な仕事の情報収集、情報提供	※	○	○	×	×	
		事業者に対するホームレスに関する説明会等	※	○	×	×	×	
		都市雑業的な仕事に関する知識・技術の付与と講習手当の支給	※	○	○	×	×	
				○	○	×	○	
連携	相談	相談員	○	○	×	○		
		主任相談員	○	○	×	○		
		協議会(行政、支援団体、住民等で構成)の設置、協議、企画等	○	×	○	×		
	福祉施策 実施機関	福祉事務所	○	○	○	○		
		保健所	○	×	○	×		
		医療機関職員	○	○	○	×		
		医療機関	○	○	○	○		
		精神保健福祉センター	○	×	○	○		
		公的年金、雇用保険等関係機関	○	×	○	×		
		社会福祉協議会	○	○	○	○		
	労働施策機関	公共職業安定所	○	○	○	○		
		民間団体	社会福祉士会	○	×	○	○	
		NPO法人	○	○	○	○		
		ボランティア団体等	○	×	×	×		
	地域社会	民生委員	○	×	×	×		
		児童委員	○	×	×	×		
		地域住民	○	×	×	×		
施設管理者		○	○	×	×			
施設間	他の自立支援センターとの情報交換等	○	×	○	○			

注：表内の「※」は各事業において固有と考えられる項目を示す。自立支援センター以外の欄についても、機能の有無として○×を記載。
出所：本事業のヒアリング調査

6. 付属資料：アンケート調査票

エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

平成 25 年 11 月

平成 25 年度社会福祉推進事業

生活困窮者支援体系におけるホームレス緊急一時宿泊事業等に関する調査研究

アンケート調査票

貴施設の概要

問1 貴施設名をご記入ください。

※借り上げシェルターの場合、施設名は公開いたしません。

問2 貴施設の事業区分について、あてはまる番号に○をつけてください。

1. シェルター借り上げ方式
2. シェルター施設方式
3. ホームレス自立支援センター

問3 事業実施の自治体名をご記入ください。(都道府県名または市区町村名)

問4 貴施設を運営する法人の区分について、あてはまる番号に○をつけてください。

1. 社会福祉法人
2. NPO 法人
3. 株式会社
4. その他 ()

問5 貴施設を運営している法人名をご記入ください。

問6 シェルターまたはセンター事業を開始した年をご記入ください。

西暦_____年開始

問7 貴施設の利用期間をご記入ください。

原則____ヶ月 (または____日間)

問8 貴施設の利用延長期間をご記入ください。

事情により____ヶ月 (または____日間) ずつ延長可。合計最大____ヶ月 (または____日間) まで滞在可。

問9 貴施設に対して入所者が支払う利用料について、あてはまる番号に○をご記入ください。

1. 無料
2. 有料 ※何に対してかかる料金かご記入ください。()

貴施設への入所経緯と利用対象者

問10 貴施設に利用者が入所した経緯について、あてはまる番号全てに○をつけてください。

1. 巡回相談員を經由して
2. 社会福祉事務所を經由して
3. 他のシェルター・センターを經由して
4. 関係機関からの依頼無し（入所者による施設への直接来訪可）
5. その他（

問11 貴施設への必須の入所条件のうち、あてはまる番号全てに○をつけてください。

1. 入所条件なし
2. 関係機関（巡回相談員・社会福祉事務所等）から依頼・連絡があった方に限る
3. 初回アセスメントを受けた方に限る
4. 健康診断を受けた方に限る
5. 就労意欲があり、稼働能力がある方に限る
6. その他（

問12 貴施設の利用者が抱えている問題について、あてはまる番号全てに○をつけてください。

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 規則正しい生活ができない方 | 10. 精神的疾患、うつ病等が疑われる方 |
| 2. 金銭管理ができない方 | 11. 障がい疑われる方 |
| 3. 債務を抱えている方 | 12. 虚偽報告を繰り返す方 |
| 4. 服薬管理ができない方 | 13. 刑余者 |
| 5. コミュニケーションがうまくとれない方 | 14. （他施設含めて）施設入退所を繰り返している方 |
| 6. 就労経験・職歴がほとんどない方 | 15. 失踪を繰り返している方 |
| 7. ギャンブル依存の方 | 16. 生活保護を（度重なる家賃滞納等で）受給できなくなった方 |
| 8. アルコール依存の方 | 17. 利用者が抱える問題を把握できていない（借り上げシェルターでアセスメントがない等） |
| 9. 携帯（ゲーム課金等）依存の方 | |

問13 貴施設において対応不可なケースの番号について、あてはまる番号全てに○をつけてください。

（貴施設では対応できないので、他の施設に転所を依頼するようなケース等）

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 規則正しい生活ができない方 | 10. 精神的疾患、うつ病等が疑われる方 |
| 2. 金銭管理ができない方 | 11. 障がい疑われる方 |
| 3. 債務を抱えている方 | 12. 虚偽報告を繰り返す方 |
| 4. 服薬管理ができない方 | 13. 刑余者 |
| 5. コミュニケーションがうまくとれない方 | 14. （他施設含めて）施設入退所を繰り返している方 |
| 6. 就労経験・職歴がほとんどない方 | 15. 失踪を繰り返している方 |
| 7. ギャンブル依存の方 | 16. 生活保護を（度重なる家賃滞納等で）受給できなくなった方 |
| 8. アルコール依存の方 | 17. 利用者が抱える問題を把握できていない（借り上げシェルターでアセスメントがない等） |
| 9. 携帯（ゲーム課金等）依存の方 | |

貴施設の入所者数と退所者数

問14 貴施設の入所者とその内訳の人数について、太枠内をご記入ください。

(記録をとっていない項目は空欄で構いません。)

	平成 24 年度の年間延べ人数 (平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日)		平成 25 年 9 月 30 日時点の人数	
1. 施設の定員数		人		人
2. 入所者数		(1)男性 人		(1)男性 人
		(2)女性 人		(2)女性 人
		(3)合計 人		(3)合計 人
3. 入所者の年齢別人数				
(1) 19 歳以下	人 (うち女性	人)	人 (うち女性	人)
(2) 20～29 歳	人 (うち女性	人)	人 (うち女性	人)
(3) 30～39 歳	人 (うち女性	人)	人 (うち女性	人)
(4) 40～49 歳	人 (うち女性	人)	人 (うち女性	人)
(5) 50～59 歳	人 (うち女性	人)	人 (うち女性	人)
(6) 60～64 歳	人 (うち女性	人)	人 (うち女性	人)
(7) 65 歳以上	人 (うち女性	人)	人 (うち女性	人)

問15 貴施設の退所者とその内訳の人数について、太枠内をご記入ください。

1. 退所者数 (平成 24 年度の年間延べ人数)

合計 人

2. 上記 1. 退所者数の内訳 (記録をとっていない項目は空欄で構いません。)

(1) 就労自立 (就労による退所者数)	<input type="text"/> 人		
(2) その他自立	<input type="text"/> 人	1) うち年金・貯蓄等	<input type="text"/> 人
		2) うち友人・知人宅	<input type="text"/> 人
		3) うち親戚援助	<input type="text"/> 人
		4) うち帰郷	<input type="text"/> 人
(3) 生活保護 (居宅保護、簡宿保護)	<input type="text"/> 人		
(4) 施設入所	<input type="text"/> 人	1) うち更生施設 (生活保護)	<input type="text"/> 人
		2) うち救護施設 (生活保護)	<input type="text"/> 人
		3) うち宿所提供施設 (生活保護)	<input type="text"/> 人
		4) うち他センター・シェルターへ転所	<input type="text"/> 人
		5) うち老人ホーム等	<input type="text"/> 人
(5) 入院退所	<input type="text"/> 人		
(6) 満期退所 (入所期限切れ)	<input type="text"/> 人		
(7) 自主退所	<input type="text"/> 人		
(8) 無断退所	<input type="text"/> 人		
(9) その他	<input type="text"/> 人		

貴施設の職員配置、設備について

問16 貴施設の職員・スタッフ数をご記入ください。(平成 25 年 9 月 30 日時点)

1.常勤 _____ 人 2. 非常勤 _____ 人 3. 合計 _____ 人

※常勤・非常勤の区分…本アンケートにおいて、常勤とは、原則として施設で定めた職員の勤務時間の全てを勤務する者を指します。(施設で定めた職員の勤務時間は、施設の就業規則等でご確認ください。) 正規職員か非正規職員かではなく、フルタイムかパートタイムかという観点で分けてください。

問17 貴施設の職員・スタッフについて、人数を太枠内にご記入ください。(平成 25 年 9 月 30 日時点)

職員配置	常勤	非常勤
1. 施設長	人	人
2. 事務員	人	人
3. 生活相談指導員	人	人
4. 嘱託医師	人	人
5. 看護師	人	人
6. 職業相談員	人	人
7. 主任生活相談指導員	人	人
8. 社会福祉士	人	人
9. 精神保健福祉士または臨床心理士	人	人
10. 保健師	人	人
11. 宿日直員	人	人
12. 夜間警備員	人	人
13. 夜間に入所者をケアできる職員	人	人
14. その他 ()	人	人

※兼務の場合も、該当する人数を記入してください。
重複によって合計数が問 16 と異なっても構いません。

問18 貴施設の設備について、室数を太枠内にご記入ください。(平成 25 年 9 月 30 日時点)

施設の設備	室数
1. 事務室	室
2. 生活相談・職業相談室	室
3. 保健室	室
4. 居室・宿泊室	室
5. 洗濯室	室
6. 教養娯楽室	室
7. 浴室またはシャワー室	室
8. 便所・洗面所	室
9. 静養室	室

問19 貴施設について、あてはまる番号全てに○をつけてください。

1. 湯茶の提供設備あり
2. その他の社会福祉施設等との設備の一部を共有あり (平成 25 年 9 月 30 日時点)
3. 年 2 回以上の避難訓練あり
4. 施設の管理規則あり
5. 施設の管理規則違反による施設退所者の可能性あり

事業内容（日常生活支援、相談・助言等）

問20 貴施設で実施している事業内容について、あてはまる番号全てに○をつけてください。

日常生活支援	<ol style="list-style-type: none"> 1. 宿所の提供 2. 緊急一時的な宿所の提供（即日入室可） 3. 食事の提供 4. 定期的な入浴 5. 日用品の提供（下着等の支給） 6. 定期的な健康診断、健康医療相談、必要に応じて医療の確保 7. 病院の同行 8. 服薬管理 9. 家計・金銭管理支援 10. 債務の整理支援 11. たばこ管理 12. アルコール依存対策 13. ギャンブル依存対策 14. 一人で生活できない方（障がい等）への日常支援 15. 障がい者手帳取得支援 16. 利用者のプライバシー保護への配慮
相談・助言等	<ol style="list-style-type: none"> 17. 施設利用開始時のガイダンス・案内等 18. 福祉サービスが必要な者に助言・指導（福祉事務所の利用促し等） 19. 雇用と住居を同時に失った者への支援（労働・福祉施策担当機関との連携） 20. 自立のための相談・指導等の支援提供 21. 入所者との定期的な対面または訪問 22. 生活上の相談・助言等 23. 相談員が相談記録を作成、生活状況等を把握 24. 相談結果を踏まえて関係機関につなげる 25. 必要に応じて付き添い、事務手続き支援等 26. 路上等巡回し、面接や日常生活に関する相談等 27. 法律相談への対応 28. 協議会（行政、支援団体、地域住民等で構成）の設置、協議、調整、企画立案等

問21 上記問20以外に、貴施設で実施している事業内容(日常生活、相談・助言等)があればご記入ください。

事業内容（就労関連、アフターケア）

問22 貴施設で実施している事業内容について、あてはまる番号全てに○をつけてください。

就労関連	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自立支援プログラム作成（利用者の生活史や健康状態等を勘案したプログラム） 2. 自立支援プログラムの定期的状況把握、見直し 3. 就労意欲を向上させるための相談・指導等 4. 自立を阻害する要因除去や社会生活へ復帰するための指導援助 5. 就労支援、就労関連情報提供 6. 就労ボランティア紹介（庭掃除、ゴミ拾い等） 7. 中間的就労の取組・試み 8. 職業相談 9. 求人開拓 10. 都市雑業的な仕事の情報収集、情報提供 11. 都市雑業的な仕事に関する知識・技術の付与と講習手当の支給 12. 事業者に対するホームレスに関する説明会等 13. 就職時の保証人の確保等 14. 就職内定者に対する社会生活習慣等の指導 15. 住宅保証人の確保 16. 低廉な家賃の賃貸住宅の募集情報提供等 17. 就職直後の定期的な相談員訪問・支援 18. 「利用期間中に就職活動を行ったが就労先が決定せず利用期間が満了した者について利用期間中の処遇内容等を都道府県知事または市区町村長に報告」（または行政の担当課、社会福祉事務所に報告）
アフターケア	<ol style="list-style-type: none"> 19. 施設退所者に、定期的な安否確認 20. 施設退所者に、定期的な訪問等、生活上の相談・助言等、地域で自立した生活が定着するための支援・指導等 21. 施設退所者の金銭管理支援

問23 上記問22 以外に、貴施設で実施している事業内容(就労関連、アフターケア)があればご記入ください。

連携先

問24 貴施設の連携または協力している機関・人について、あてはまる番号全てに○をつけてください。

相談	1. 相談員（施設内含む） 2. 主任相談員（施設内含む） 3. 協議会（※構成員…行政、生活困窮者等支援団体、地域住民・地元自治会等）
福祉施策実施機関	4. 福祉事務所 5. 保健所（※医療上の連携、健康診断等） 6. 医療機関職員 7. 医療機関 8. 精神保健福祉センター 9. 公的年金、雇用保険等関係機関 10. 社会福祉協議会
労働施策担当機関	11. 公共職業安定所
民間団体	12. 社会福祉士会 13. NPO 法人 14. ボランティア団体等
地域社会	15. 民生委員・児童委員 16. 地域住民（※清掃活動等による交流等） 17. 施設管理者
施設間	18. 他の自立支援センターとの情報交換等 19. 自立支援センター通常型とサテライト型との情報交換等 20. 自立支援センター賃貸住宅型での定期的な巡回相談の実施 21. センターの利用を促す（就労意欲者に対して） 22. シェルターの利用を促す（緊急に必要な者に対して）
その他	23. 若者サポートステーション 24. 地域包括支援センター

問25 上記問 24 以外に、貴施設が連携または協力している機関・専門家等がいればご記入ください。

--

その他のご意見等

問26 ホームレス支援を行う上で、センターまたはシェルターに付加してほしい機能にはどのようなものがありますか。

--

問27 その他ご意見、ご要望等

--

以上でアンケートは終わりです。

事業や施設の「要綱」「規則」等がありましたら、可能な範囲で同封頂けませんでしょうか。最後までご協力くださりまして、誠に有り難うございました。

生活困窮者支援体系におけるホームレス緊急一時宿泊事業等に関する調査研究

この事業は、平成 25 年度厚生労働省セーフティネット支援対策等事業費補助金
(社会福祉推進事業) により実施したものです。

平成26年3月 発行

編 集 エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社

〒101-0047

東京都千代田区内神田一丁目13番1号

TEL 03-3518-8432

FAX 03-3518-8435

<http://www.mri-ra.co.jp/>

禁無断転載